

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太田佳祐君	2 番	広瀬隆博君
3 番	乾豊君	4 番	若山隆史君
5 番	山田利夫君	6 番	江上聖司君
7 番	中村ひとみ君	8 番	安田功君
9 番	角田寛君	10 番	後藤省治君
11 番	富田栄次君	12 番	栗田利朗君
13 番	丹羽豊次君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	中川満也君	副町長	永澤幸男君
総務課長	早野博文君	企画調整課長	栗本純治君
税務課長	木下誠司君	健康福祉課長	片岡兼男君
住民課長	竹中敏明君	建設課長	山口哲司君
産業課長	高橋伸行君	上下水道課長	町田正博君
会計管理者兼 会計課長	中村桂君	消防主任	中山雅夫君
教育長	和田満君	教育次長兼 学校教育課長	桐山浩治君
生涯学習課長	衣斐修君		

3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	藤塚康孝	書記	渡部善充
書記	木村貴江		

4 議事日程

日程第1 一般質問

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（丹羽豊次君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、10番 後藤省治君、11番 富田栄次君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付してありますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（丹羽豊次君） 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき、順次発言を許可いたします。

5番 山田利夫君。

〔5番 山田利夫君登壇〕

○5番（山田利夫君） おはようございます。

ちょっと病み上がりで聞きにくいかもしれませんが、お許しいただきたいと存じます。

まずその前に、東日本大震災が3月11日で発生から6年を迎えられました。巨大津波により亡くなられた方が1万5,893人、まだ依然として2,553人の方が行方不明となっております。また、12万3,168人の方が避難されておられます。ここに御冥福とお見舞いを申し上げます。復興するには、まだまだ多様な施策が不可欠と思われまます。お体にはくれぐれも留意されまして、一日も早く復興されますことを願うものでございます。

では、通告に従い一般質問を行います。

今回の質問は表佐地内の事柄で大変恐縮ですが、私どもが日常生活をする上で、安全で安心な暮らしができることを願う内容でございますので、お許しをいただきたいと存じます。

2点ございます。大きな第1点は、危険な集落内交差点の改善についてであります。また、もう1点は飼料製造工場の再稼働による監視についてでございます。

それでは第1点目でございます。危険な集落内交差点の改善についてでございます。

この危ない交差点の場所を説明いたしますと、表佐地内で県道栗原青野線と町道表佐宮代線、それと町道表佐1-3号線の交差する箇所です。目印は、多賀内科医院の南に位置する交差点です。この交差点の中央の上には赤色と黄色が点滅する信号機が設置されています。1灯式点滅信号機と呼ばれています。南北の通行は黄色の点滅を見て徐行で通行し、東西の通行は赤色の点滅を見るので、とまれで一旦停止が義務であります。

この信号機が設置された経緯は、表佐地内の住民の方で過去に交通事故で御子息を亡くされ、後に交通安全のためにと町に多額の御寄附をされ、この信号機が設置された経緯がございます。この交差点では、通常設置されている赤・黄・青の3色信号機の許可が得られず、現在の点滅

信号機が設置されました。この信号機は特殊で、聞くところでは、県下では2基しか設置されていないそうです。この交差点を囲む四方の道路の速度は、公安委員会の規制で時速30キロメートルに規制されています。これまでのこの交差点の交通安全対策として、カーブミラー3基、街路灯1基、信号機に向けて片側道路にカラー舗装2カ所、一時停止看板2個、県道に電光表示盤1基と、いろいろ対策は講じていただいていると思いますが、いまだに事故は絶えません。

ここ最近、国道の通行量が多く、また渋滞が激しく、特に朝夕のラッシュ時は、国道を避け、迂回して集落内に進入してくる車両がとても多く、自転車や歩行者等の通勤・通学者はともかく、絶えず危険にさらされながら、この交差点を通行されております。また、医療機関もそばにあり、特に昼どきは高齢者がこの交差点を通行され、危ない場面を見ることもよくあります。お互いが交通ルールを守って通行すれば事故は起きないのですが、どうしても事故は発生してしまいます。一日も早く安全に通行できることを望むものです。

そこでお尋ねいたします。

2点ございます。

道路の形態は多少違うかもしれませんが、綾戸地内の県道と町道が交差する交差点に3灯式信号機が設置されています。また、鳥居交差点は四方に赤・黄の独立型信号機が設置されています。これは、岐阜型4方向独立型1位2位点減式と呼ばれているそうです。ぜひ表佐の交差点の信号機を事故がなくなるような信号機に取りかえていただきたいと存じます。御所見をお願いします。

2つ目、この交差点は南北に少しカーブしており、民家もあり、とても狭く、右・左折もままならず、どちらが優先道路かと疑います。そこで、一度ラッシュ時に、関係する県、町、公安委員会、交通安全協会、地元住民などと現地調査の機会を設定していただきたいのです。解決に向けた対応策を話し合いたいと存じますので、御検討をお願いします。

次に、2つ目の質問でございます。

飼料製造工場の再稼働による監視についてでございます。

平成28年3月の第1回定例会において、河川の水質汚濁と大気汚染について一般質問をさせていただきました。飼料工場の公害については、県、町、地元、また工場側との話し合いの結果、工場側の前向きな対応により、発生源でございました原料乾燥ラインを平成28年9月に停止され、その後は過去のような諸問題は解決されると安堵していたところでございます。

ことしになって、先月の2月16日に、住民課長から工場が再稼働するとの連絡がございました。再稼働するについては、オゾン脱臭設備を設置して稼働したいとのことでした。この設備を2月27日から1週間後の3月6日までに設置完了し、その後、試験を行い、オゾン処理後の数値が環境基準をクリアするまで、臭気除去のデモテストを行うということです。

そこで急遽、機械を設置する前に話し合いの場を設けていただきたいと、2月20日に県事務所、町、地元自治会等が集まり、工場からの説明を受けたところです。

その内容によりますと、まず水の排出についてはボイラーの冷却水だけであり、産業廃棄物

として自社にて排出するので、以前のように水路への放流はしないとのことでした。また、大気については、今回資金を投じて導入するオゾン脱臭設備にて、アンモニア、トリメチルアミン、硫化水素、メルカプタン、酢酸の臭気については環境基準をクリアし、臭気指数も基準以下に抑えるとの説明で、デモテストを3月末までの期間、実施するとのことでした。この件については、工場から表佐地内住民に対してチラシが回覧されました。地元としては経過を見ることとなりましたが、懸念されるのは、結果として大気の臭気が環境基準をクリアしても完全ににおいがなくなるわけではありません。人間が嫌なにおいと感じたら、これは公害に値します。

そこでお尋ねします。

2点ございます。

デモテストの結果をその都度報告させるよう指導されていますか。また、デモテストは始めて半ばですが、現時点の状況をお知らせください。

2つ目、地元の住民が異常を感じたら、たとえ基準値がクリアしていても製造稼働を中止させることができる項目を取り込んだ環境保全協定を町、地元と工場側との間で締結をしていただきたいのですが、御見解をお願いします。

以上、2点質問をさせていただきます。よろしく御回答をお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 企画調整課長 栗本純治君。

〔企画調整課長 栗本純治君登壇〕

○企画調整課長（栗本純治君） 改めまして、おはようございます。

私のほうからは、山田議員から、交差点の信号機の取りかえ及び関係する県、町、公安委員会、地元等との現地の調査の設定について、この2点について御質問がございましたので、答弁をさせていただきます。

初めに、信号機の取りかえについてでございますが、当交差点は平成28年中に5件の交通事故が発生するなど、町内でも交通事故の多い交差点であると認識しており、現在までにカラー舗装や一時停止看板などさまざまな対策を講じておりますが、交通事故が絶えないのが現状でございます。

議員からの要望の信号機の取りかえにつきましては、県警による信号機設置の指針というのがございまして、それによりますと、赤信号で停止している自動車等の側方を自動車等が安全にすれ違うための自動車の幅員が確保できることなどさまざまな条件があり、それをクリアしないといけないということもございます。現状の道路幅などの状況では、設置は大変難しいというふうに考えております。

議員おっしゃるとおり、運転者などが交通ルールを守り安全に通行すれば、交通事故発生の抑制につながりますので、交通安全対策協議会など、交通安全団体や交通指導員と連携した交通安全意識の定着を継続的に実施するとともに、議員から御提案のありました、県など関係機関、また地域住民の皆様と現地調査につきましては、調整をさせていただきたいと思っております。

ます。また、現在既存の交通安全施設の見直しなど、民官一体となった取り組みにより、交通事故防止につなげていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。何とぞ御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 住民課長 竹中敏明君。

〔住民課長 竹中敏明君登壇〕

○住民課長（竹中敏明君） 山田議員から2つの御質問がございました。

2つ目の飼料製造工場の再稼働に伴う監視について2点の御質問につきましては、所管でございます住民課からお答えをさせていただきます。

以前から、飼料工場からの悪臭と大門川への排水に苦情がございまして、その解決に向けて、平成28年4月27日に大門川の悪臭に関する三者協議を開催しております。ここでは、飼料工場側に悪臭発生の原因や対応への詳細な情報提供を求め、地元住民側からは生活環境保全に対して御意見をいただき、県の指導も受けて問題解決に向けての協議を行い、町からは産業廃棄物への処理、河川放流への改善、悪臭発生の抑制や解決に向けての対策をする旨、指導を行っております。

それ以降の飼料工場の取り組みでございますが、産業廃棄物への処理として、従来は汚泥のみの処分が月当たり40トンであったものが80トンに増加をしております。また、河川放流への改善として、水質浄化薬品を設備に投下し、また排水口に水切りネットを設置してスケールやスライムの流出を抑制しているといった対策をされております。

また、平成28年9月13日には、飼料製造における原料乾燥ラインを停止されております。他県の中間処理工場に乾燥処理された原料を受け入れ、粉碎及び配合処理のみの稼働をして飼料を製造し、メーカーに出荷をしているとのことでございます。これにより、乾燥工程による熱源・給水が不必要となり、大気中及び河川への排出がなくなり、飼料工場周辺の臭気及び排水の諸問題は解消されておりました。また、今後は新たな設備方式としてオゾン脱臭設備の導入を検討中であり、導入後は乾燥ラインの再稼働を計画しているが、時期未定であるとされております。

議員からも説明をさせていただいておりますが、平成29年2月13日に飼料工場からオゾン脱臭設備の導入について確認をしております。2月20日には、表佐地区の自治会長と、また県事務所、町、飼料工場が集まり、飼料工場側から、2月27日から改修工事を開始し、3月6日に設備の引き渡しを受ける。その後、3月末までテスト繰り返し、新たな設備に効果があると判断したら、乾燥工程を再稼働したい旨の説明を受けたものでございます。

また、質疑応答や協議により、テスト稼働を住民に周知するための回覧を実施する。テスト稼働の結果、再稼働する場合は地元説明会を実施する。再稼働に当たっては、環境保全協定を締結する、内容は事前に協議する。以上3点について協議がまとまっております。

議員御質問の1点目の、デモテストの結果の報告と現時点の状況でございますが、設備の引

き渡しを受けた翌日、3月8日に現地確認をし、説明を聞いております。また、この日には専門業者による臭気の測定作業を実施しており、その結果報告や節目節目での報告を依頼しております。現在、臭気の種類も含めて結果を待っているところでございます。

次に、2点目の環境保全協定の内容でございます。

悪臭については、法令上は悪臭防止法に基づきますが、悪臭の捉え方が、成分濃度であるため成分を明確にする必要があります。現在、22の物質が特定悪臭物質として指定されておりますが、この事案においては、そもそも食品であることから、法令による適用は難しいと判断されます。

また、悪臭については個人差、感覚の違いもございます。これにより、大気汚染防止対策については、法などの規制値を遵守することはもちろんでございますが、悪臭防止対策については、周辺住民が不快を感じないと認める程度と考えております。

また、環境に関する周辺住民の問い合わせ等に迅速に対応すること、環境への影響が予想される場合の事前協議、公害発生や事故に関する対応等々、これらの協定に違反したときの措置として施設等の操業の全部もしくは一部の停止を指示することができる規定を盛り込みたいと、準備を進めております。

飼料工場側からも、今までの協議の中で、環境基準をクリアしても住民からの苦情があれば、できる限りの対応はする旨の回答をいただいております。環境保全協定の内容に理解をいただいて、乾燥工程の再稼働に当たっては、事前に環境保全協定を締結できるように進めていきたいと考えております。また、立会人には、地元住民の代表者や岐阜県西濃県事務所長を予定しております。

いずれにしましても、環境保全協定の内容につきましては、県の指導や地元住民の御理解をいただき進めてまいりますので、よろしく御理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 7番 中村ひとみ君。

〔7番 中村ひとみ君登壇〕

○7番（中村ひとみ君） 議長のお許しをいただきましたので、3点にわたって質問をさせていただきます。

まず初めに、救命行動に感謝カード。バイスタンダーに感謝の気持ちを伝えるフォローアップカードの配付についてお伺いいたします。

バイスタンダーとは、救急現場に居合わせた人、発見者、同伴者のことを言いますが、119番通報から救急隊が到着する間に、発見者など現場に居合わせた人、つまりバイスタンダーによる心肺蘇生法等の応急手当の有無が救命率を大きく左右します。バイスタンダーは、時に傷病者の命を任される極限の状態で心臓マッサージや大量出血の止血を行うため、後になって、みずからの処置は正しかったのかなどと、強い不安や心的ストレスを受ける可能性があることは想像がつきます。2013年に、他市で救命救急士に意識調査のアンケート行った結果、心的ストレスを受けるバイスタンダーの存在が確認され、約85%の救命士がバイスタンダーの心的ス

トレスをサポートする取り組みが必要と回答しています。

そこで、こうした事態を未然に防ぐため、平成25年から、現場に着いた救急隊は、バイスタンダーに事後のサポートが必要となりそうだと判断した場合、フォローアップカードを手渡しすることにしました。このカードの表面には、「あなたのバトンは受け取りました。救急隊が到着するまでの間、応急手当を行っていただきありがとうございました。勇気と情熱ある行動に対し、深く感謝申し上げます」とメッセージが記されております。裏面には、消防署救急係の連絡先が記されております。バイスタンダーから連絡があった場合、相談員が内容を聞いて助言を行い、必要に応じて医療機関などにつなぐようにしています。この取り組みを開始した以降、救急活動に対するクレームはなく、これは救急救命士が救急現場で関係者の心情に気を配ることにより、接遇がよくなっているためではないかと思われ、バイスタンダーフォローアップの予期していなかった結果ではないかということです。このように、一人でも多くの勇気あるバイスタンダーの心の不安を取り除くような体制づくりをしていくことが必要と考えます。

本町においても、連日救急隊の懸命な救護により、町民の命を守っていただいているところです。救急現場で協力した町民（バイスタンダー）への対応の現状とフォローアップカードの配付はできないか、御所見をお尋ねいたします。

続きまして、ひとり親家庭学習支援についてお伺いいたします。

私は以前、生活困窮者支援について質問をさせていただきました。今回は、ひとり親家庭の学習支援について言及いたします。

政府が昨年2月、子供・若者育成支援推進大綱を閣議決定いたしました。これを受けてお尋ねをいたします。

子供・若者育成推進大綱では、子供（乳幼児から18歳ぐらいまで）と若者（中学生から30歳ぐらいまで）が大人になり、自立するまでのライフサイクル全体を見通した支援の実施が特に重視されています。例えば、近年深刻になっている子供の貧困問題、厚生労働省が2014年7月に発表した調査によると、18歳未満の子供6人に1人は、年間の平均所得が122万円以下の貧困状態に置かれているといます。子供のときに貧困であると、大人になっても貧困から抜け出せない、貧困の世代間連鎖も広がっています。生活苦から高校や大学への進学を諦めたり、授業料が払えず中退する子も多い。貧困のために教育の機会を十分に得られなかった結果、高収入の職につくことが難しくなるためです。

こうした実態を踏まえて、大綱では、1. 生まれてから義務教育年齢に達するまでの乳幼児期間、2. 小学校までの学童期、3. 中学校から18歳までの思春期、4. 18歳から30歳未満までの青年期、5. 青年期を過ぎ、自立した生活を送ることが困難な状態にある40歳未満までのポスト青年期の各段階で、途切れることなく継続した支援を行うことを重視、最終的に若者が就業し、経済的基盤を築けるようになることが必要と強調しています。今後、体制も整えられ推進されていくと思いますが、まずできることから始めようという思いでお尋ねをいたします。

平成27年5月、県の事業として羽島市がモデル地域となり、小・中学校を対象にしたひとり親家庭学習支援事業が毎週土曜日に実施されています。母子家庭・父子家庭のひとり親家庭の児童・生徒の学習習慣を身につけるとともに、対応される先生やボランティアの大学生等の交流を通して、日常生活習慣、仲間との出会い、活動ができる居場所づくり等の効果があるとされています。

また、平成27年4月には生活困窮者自立支援法が施行され、自立支援法の取り組みがされています。自治体に義務づけられている制度と任意に実施できる制度があり、その中に生活困窮家庭の子供に学習支援をする制度があります。特に任意事業の実施状況については、自治体間格差が大きいとされています。埼玉で学習支援事業を行っているNPOの所長は、子供たちが自分自身で未来を切り開く力をつけなければ貧困問題は解決しない、学びは貧困対策の核ですと、このような思いで事業を続けていらっしゃいます。

子供の将来が、生まれ育った環境によって左右されるということのないよう、必要な環境整備と教育の均等を図るとというのが平成28年に施行された子供・若者育成支援推進大綱であります。子供たちは、社会の担い手としてあらゆる可能性を秘め、育ちゆく存在であります。大事な未来への投資と捉えていただき、困窮家庭学習支援制度を活用して、本町においても実施のお考えをお伺いいたします。

また大事なことは、学習支援等を必要とするひとり親家庭や貧困家庭の実態調査はされているのか、お伺いいたします。

最後になります。オリジナル婚姻届についてお伺いいたします。

日本では年間67万件提出されている婚姻届ですが、余り知られていない意外な事実があります。それは、婚姻届を発行してもらった役所以外で、全国どこでも提出できるのです。そして、フォーマットを守れば、ある程度デザイン化するのも可能である。婚姻届は、2人の思い出の土地や初めて旅行で訪れた土地の役所に立ち寄って提出することもできます。このときは戸籍謄本が必要だということですが、自分が住んでいる市町村役場でないと認められないという決まりはないということです。

通常、窓口に出せば二度と返ってこない婚姻届ですが、そういった意外な点に目をつけた自治体や企業が、地元発信や観光促進、キャンペーンのために、アイデアを凝らした婚姻届を作成し、提供をしております。また、結婚という新たな門出を迎える方たちは、2人が家族になるための初めての共同作業が婚姻届の記入であることから、最近では婚姻届からこだわりたいという意識が強くなっているようで、インターネット上では、大手ブライダル企業がデザイン婚姻届という通販サイトも掲載しています。

そのような中、全国では御当地オリジナル婚姻届が広がっています。県内では多治見市、大垣市が導入済み、本巣市も導入予定です。人気のあるところでは、北海道の美幌町のホームページに、こんな1こまがありました。紹介をさせていただきます。

美幌町の「ちょっとかわいい新婚姻届」ということで、「通常は手元に残らない婚姻届、お

二人が法律的に夫婦となったあかしは、役場に提出するだけの寂しいものです。そこで、美幌町でお渡しする婚姻届は、今まで茶色だったものを華やかで幸せを感じるピンク色にし、手元に残る婚姻届にしました。美幌町に婚姻届を提出したお二人に、美幌町産材でつくった幸せいっぱいフォルダーをプレゼントしています。ぬくもりのあるフォルダーに包んで婚姻届を保管し、1年先、10年先、さらに50年先の結婚記念日に届け出の瞬間を振り返り、お互いに感謝し、お二人で愛を確かめてはいかがでしょうか。一生に1度の大切な瞬間をカメラにおさめてはいかがでしょうか。カメラをお持ちいただくと、職員が撮影しますので、お気軽に御遠慮なくお申しつけください」、このようなメッセージとともに新婚姻届が紹介されています。最近では、結婚式を挙げないで婚姻届を提出するだけの地味婚の若い人もふえています。そんなお二人のために、何か記念に残るようなかわいい婚姻届、すてきな婚姻届のあかしが手元があれば、あるときは立ちどまって初心に戻る瞬間もあるのではないのでしょうか。

こちらは、静岡県藤枝市の婚姻届です。デザインのもとになった写真は、市内の花の名所で撮影したもので、まさに御当地婚姻届と言えます。

こちらがお隣の大垣市の婚姻届ですが、大垣市が題材となった映画「聲の形」をモチーフに作成されており、大垣市では、婚姻届を出されたお二人に「聲の形」の等身大パネルの前で婚姻届を手に記念撮影をしていただいているそうです。

熊本では「くまもん」が、静岡市では富士山といったように、キャラクターや風景などをモチーフに作成されており、また市へ提出用とは別に、お二人の写真を入れた婚姻届をお渡しして、手元に残る取り組みをしている自治体もあります。

そこで、垂井町独自のすてきな婚姻届を考えていただくことは、情報発信、観光等の発信にもつながっていくと確信しています。人生の新たな出発となる婚姻届を記念に残るものにするため、御所見をお伺いいたします。以上でございます。

○議長（丹羽豊次君） 消防主任 中山雅夫君。

〔消防主任 中山雅夫君登壇〕

○消防主任（中山雅夫君） 中村議員御質問の、救急現場で協力した町民、バイスタンダーへの対応の現状と、フォローアップカードの配布はできないでしょうかの2点についてお答えさせていただきます。

議員が御指摘のとおり、バイスタンダーによる心肺蘇生法の実施の有無が救命率に大きく関与していることから、当消防組合におきましても、住民の方々に対して、3時間の普通救命講習や応急手当講習の受講を積極的に呼びかけているところでございます。

そこで、議員1つ目の御質問のバイスタンダーへの対応の現状といたしましては、消防本部の指令室で119番通報を受信した指令課員が通報者（バイスタンダー）に対して、口頭指導といたしまして、通報の内容から傷病者の状態を判断して、けがの手当てや胸骨圧迫など、症状に合った最善の方法を電話越しに伝えて、救急車が到着するまでの間、少しでもバイスタンダーの方々に勇気を持って行動していただけるよう、口頭で説明する方法で取り組んでいるところ

でございます。

しかし、住民の方々の中には、本当に自分の行った手当てでよかったのか、後になって不安になられたり、もう少し何かできなかったのではないかと考えられる方がいらっしゃることから、現在、岐阜県及び当消防組合を初め県内各消防本部において、救急現場でバイスタンダーに対して、救急隊が可能な範囲で応急手当てに対する感謝の意及び各種不安に対する相談窓口の存在を示したカードを配付し、バイスタンダーから応急手当てを行ったことによる相談があった場合、各消防本部が1次窓口となり、応急手当てに関する相談に応じ、岐阜県の各保健所、または精神保健福祉センターが2次窓口となって心的ストレス等に関する相談に応じることにより、バイスタンダーの応急手当てに係る不安を軽減する支援体制の検討を重ねてきたところでございます。

平成29年2月24日に開催されました岐阜県メディカルコントロール協議会救急隊員教育部会におきまして、運用開始に向けた体制の整備をしていくことで決定されましたので、当消防組合におきましても、垂井町、関ヶ原町ともに平成29年4月1日からのスタートで現在準備を進めているところでございます。

カードにつきましては、名刺サイズの大きさを、表面には「応急手当て感謝カード、救急隊が到着するまでの間、勇気を持って応急手当てを行っていただきありがとうございます」と感謝の意を記し、裏面には「応急手当てに関する疑問、不安やストレスを感じたなどありましたら、1次窓口である不破消防組合消防本部警防課へ御相談ください」と電話番号を記してあります。デザインにつきましては、岐阜県メディカルコントロール協議会で了承されましたキャラクターでデザインを使用しております。

このバイスタンダーサポート制度につきましては、今後、町広報紙や当消防組合ホームページなどでも広く住民の方々にPRしていきたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

○議長（丹羽豊次君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） 中村議員の質問のうち、健康福祉課所管に係ります2点目の質問、ひとり親家庭学習支援について、私のほうからお答えをさせていただきます。

この件につきましては、議員も懸念されておられるとおり、経済的に厳しい家庭やひとり親家庭などの子供たちは、その家庭環境から、学習面でもさまざまな課題を抱えていると考えられます。このような中、県事業として、羽島市においてはひとり親家庭学習支援ボランティア事業が実施されており、県内ではほかにも2つの市において実施されているところでございます。また、議員指摘のとおり、生活困窮者自立支援制度における子供の学習支援事業は任意事業であり、その実施については、自治体間に格差があるのが現状です。

さて、岐阜県の町村において、生活困窮者自立支援制度に係る子供の学習支援事業の実施主体は県です。現在、県では子供の貧困対策の強化を打ち出したところで、平成29年度から県事

業として、ぎふ子供の学習支援事業が予定されています。当該事業につきまして、来年度に当町において実施する旨、連絡を受けております。具体的には、県社会福祉協議会と町社会福祉協議会が連携をし、当町で子供の学習支援事業をモデル的に実施するというものでございます。場所や対象者、方法など詳細についてはまだ未定ではありますが、来年度から実施するという方向性については決定がなされたところでございます。これから実施に向けました検討を進めるところであり、町としても、町教育委員会など関係機関と連携しながら進めていきたいと考えております。

また、学習支援等を必要とするひとり親家庭や貧困家庭の実態調査については行ってはおりませんが、この調査は、その対象や貧困と判断する基準が示されていないことから、実施することは難しく、今後も県や他市町の動向を注視しながら検討してまいりたいと考えております。

以上、中村議員からの質問、ひとり親家庭学習支援についてのお答えとさせていただきます。御理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 住民課長 竹中敏明君。

〔住民課長 竹中敏明君登壇〕

○住民課長（竹中敏明君） 中村議員から3つの御質問がございました。3つ目のオリジナル婚姻届については、所管でございます住民課からお答えをさせていただきます。

若年世帯や新婚世帯への魅力発信や町のPRなどを目的として、垂井町独自のオリジナル婚姻届を作成してはどうかと御提案をいただきました。議員からも説明をしていただいておりますが、オリジナル婚姻届につきましては全国各地で作成されており、隣の大垣市でも、大垣市を舞台としているアニメ映画「聲の形」をデザインしたオリジナル婚姻届の配付が開始されております。県内では、そのほかにも多治見市や美濃加茂市でもオリジナル婚姻届が作成されております。

当町では、年間100件ほどの婚姻届を受理しておりますが、近年は、結婚情報誌が作成する婚姻届や他市町作成のオリジナル婚姻届も多く見かけるようになってきております。婚姻届の提出は戸籍法上の公的な手続でございますので、記載すべき事項や様式は定まっております。しかしながら、文字や枠の色、余白のデザイン等については自治体などでの裁量として、イメージキャラクターやマスコットキャラクターなどを印刷し、オリジナルな婚姻届が作成されているといった状況でございます。役所に提出する書類はかた苦しく難しいものと思われがちですが、このオリジナル婚姻届は、各種届け出を生活に身近なものとして理解していただくチャンスの一つだと期待が持てるものでございます。これを機会に、結婚される2人の門出を祝い、記憶に残るもの、また町の魅力をアピールできるもの、そしてどの年代の方にも抵抗なく婚姻届としてふさわしいものなどの観点から、作成については慎重に検討したいと考えております。

また、戸籍事務は法定受託事務であり、住民生活の根底にかかわる重要な手続でございますので、正確かつ迅速であることに引き続き取り組んでいきたいと考えております。よろしく御理解賜りますようお願いをいたします。

○議長（丹羽豊次君） 7番 中村ひとみ君。

〔7番 中村ひとみ君登壇〕

○7番（中村ひとみ君） 前向きな御答弁ありがとうございました。

オリジナル婚姻届については、町長が常日ごろからお話の中に登場します、「垂井の誇るよい景色」というお話をされるんですが、伊吹山の雪の白、相川岸の桜のピンク、色とりどりのこいのぼり、私も大好きな風景であります。垂井町にはたくさんの誇れる景色がございます。それを使わない手はないなと思います。垂井町を知っていただける一つの起爆剤となると思いますので、ぜひ御検討をお願いいたします。

再質ですが、生活困窮者の実態調査についてであります。生活困窮者は孤立しているケースが多く、相談窓口に行くことさえ難しい人がいらっしゃいます。それに対して、町営住宅の家賃や住民税の滞納などを生活困窮のサインとして、料金徴収部門と相談窓口が連携して新たな困窮者の把握をつなげる自治体もあります。町として、助けを求め、必要とする人たちをどう見つけ出すか、やはり各課の横の連携が重要であると考えます。やはり大人が本当に本気を、やる気を出すしかないなというふうに思います。その点について、もう一度お伺いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 中村議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

生活困窮者の実態調査ということでございますが、先ほど課長が答弁しましたとおり、やはり困窮をどういうふうに判断するかというのが非常にやはり難しい側面がございます。そういったものをどうあぶり出していくかということになるかというふうに思います。

今、議員がおっしゃいましたように、行政のさまざまな部門においてのそういった情報の共有という形の中でも一つあぶり出される部分がありますでしょうし、また一般生活においては、地域での民生委員さん等の活動において、生活のいろんな情報が入ってくる部分がございます。そういったものをやはり総合的に判断していく必要があるかというふうに思いますが、調査を実際にどういう基準を持ってやるかというのは、やはり難しいところがございます。

子供の学習支援につきましては、先ほど答弁がありましたように、実態がはっきりしませんけれども、県社協と垂井町社協の間での事業がこれから進んでいくような状況でもございますので、そういったものも見ながら、また困窮の度合いというのはいろんな状況に出てくると思いますので、そういったものをやはりしっかりと捉えて、遺漏のないようにしていきたいというふうに思っております。

これはやはり意識の問題であると思いますので、また何かそういった部分でお気づきのことがあれば、ぜひ御指摘をいただきたいと思ひますし、職員においてもそういった部分をしっかりと取り組むように、また指示をしたいというふうに思ひます。よろしくお伺いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 2番 広瀬隆博君。

〔2番 広瀬隆博君登壇〕

○2番（広瀬隆博君） ただいま議長の許可がありましたので、通告に従い、大きく次の2点について質問します。

1点目は、第6次総合計画策定における人口増対策について、2点目は、安全・安心の通学路対策についてです。

まず総合計画については、今後のまちづくりの方針を定め、町政運営の基本となるものです。この総合計画の第6次は、平成30年度よりスタートするに当たり、町として目指す将来像の実現に向けて取り組むべき施策事業をしっかりと組み立てていかななくてはなりません。

この6次総合計画策定の重要な事項として、活力あるまちづくりには人口増対策が不可欠であります。

そこで、次のことについて町長にお尋ねします。

少子・高齢社会の課題に関連して、3月2日の中日新聞西濃版「移り住んでみました」の記事で、福島県双葉町の出身で垂井町に移住され、自転車修理販売を手がけられた方の記事を読み、感銘を受け、その方に直接お会いしてお話も伺いました。記事によりますと、その方は、6年前に起きた東日本大震災と東京電力福島第一原発事故で被災されて、垂井町に移り住んでこられたということですが、垂井町に移住先を選んだ理由は、断層はあるが、地盤はかたく、海からも遠い。JR東海道線や名神高速、国道21号線など大動脈が通っていて、何かあったとき、道を確保しやすいという防災上の理由から選んだとありました。自転車店を営んだ理由は、車は燃料がないと使い物にはならないが、自転車は有事の際にも役立つと書かれていました。

この記事を読み、私は、垂井町はこれだなと思いました。かたい地盤に守られて、災害が比較的少なく、鉄道や道路網が整備されていること、このような利点を生かして垂井町へ移住者をふやすことなどを通じて、人と人とのコミュニケーションやきずなを大切にしたい思いやりと協働のまちづくりにつなげていくことができれば、垂井町が生き生きとした活力あるまちになるのではないかと考えますが、人口増加に向けた町長の所見をお伺いします。

次に2点目は、安全・安心の通学路対策について。

歩行者を自動車の危険から守るため、路側帯のカラー舗装のほか、岐阜県警が交通事故死を防止するため「ゾーン30」を推進しています。ゾーン30とは、自動車の通行よりも歩行者、自転車の安全が優先される生活道路が集まる区域の交通安全対策として、区域内の最高速度を30キロに規制するとともに、路側帯の設置・拡幅、カラー舗装による明確化などを行うもので、山県警察署と山県市役所が先進的に共同で実施しています。

私は、先日、羽島市の正木小学校周辺のゾーン30交通規制を見てまいりました。4年ほど前にエリアに指定されており、写真を撮ってきたんですが、ゾーン30とは、このような「ゾーン30」と道路の下に書かれたものでございます。ここにもございますが、「ゾーン30」と路面に書かれて、ここは30キロで通るんですよということが一目でわかるようにしてあるところがございます。垂井町でも、垂井警察署とタイアップしてゾーン30に取り組まれたたいのですが、町

長の所見をお願いします。

また、運転者に通学路であること、学校の周辺であるということを注意喚起するため、現在、町では路側帯の一部に焦げ茶色のカラー舗装がなされているところがあります。例えば、垂井の鳥居交差点から東町の電気店交差点の間は、道路両側の路側帯が全面カラー舗装されています。また、東保育園から駅前の間は路側帯に沿ってカラー舗装が1本引かれております。東地区では、綾戸平尾線が路側帯に沿ってカラー舗装が1本引かれております。ほかの町内では、通学路のカラー舗装がまだのところや、一部分のみのカラー舗装が見受けられます。他市町では、自動車と歩行者の通行区分を明確にするため、路側帯を全面カラー舗装にする事例が多く見られます。

先ほどの正木小学校周辺は、路側帯全部に焦げ茶色カラー舗装がされております。写真も撮ってきましたが、ちょっと見にくいですが、このように全部カラー舗装されております。また、これもカラー舗装されておりますが、路側帯に沿ったライン一本では、ドライバーにとって十分な認識が得られるとは限りません。安全運転をする上で最も大切なことは目視することであり、路側帯を歩行者などが通ることをドライバーにはっきりとわかるように、路側帯の全面カラー舗装とともに、ゾーン30の路上標示や通学路標識を併用するなどが大切と考えますが、この点についていかが対応されるのか、お伺いします。

また、路側帯のある通学路は町内7地区で何カ所あるのか、そして路側帯のカラー舗装の未舗装箇所はどのくらいあるのかをお尋ねしまして、私の質問を終わります。

○議長（丹羽豊次君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 私のほうから、広瀬議員の1点目の第6次総合計画策定における人口増対策についてという部分について、お答えをさせていただきたいと思っております。

垂井町では、平成27年度に、2060年——平成72年になりますけれども、今からだと43年後になります。——までの人口の状況や将来展望を定めた垂井町人口ビジョンと平成31年までの将来展望人口を達成するための具体的な施策として、垂井町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しております。これは、急速な少子・高齢社会の進展に的確に対応し、人口減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みやすい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持していくため、国の求めに応じ、まち・ひと・しごと創生法に基づき策定したものであります。

第6次総合計画と総合戦略の関係につきましては、総合戦略は将来人口を展望し、国の総合戦略を基本としながら本町の課題を解決していくための計画であるため、第6次総合計画は本町の最上位計画として位置づけられておりますので、総合戦略においても、第6次総合計画に先行して施策を展開する第6次総合計画を具現化するための計画の一つとして位置づけておるところでございます。

また、人口につきましては、垂井町人口ビジョンにおいて、結婚支援、出産・子育て支援、

若い世代の就労先の創出や就労支援など総合的な施策の展開により、2060年——先ほど言いました平成72年になりますけれども——の人口目標を2万1,000人としております。この数字は、コーホート法等による国立社会保障・人口問題研究所の垂井町の人口推計値は、実際のところ1万7,960人となっております。つまり、何も手を打っていかねば自然的に減っていく人口を3,000人ほどふやそうというものが、この総合戦略の中にとられておるといふことになります。

現在、垂井町では、栗原地区の圃場整備事業における非農用地を活用した企業誘致として新規企業が進出しており、また既存企業の拡張工事もどんどん進んでおるところでございます。一方、幼保一元化の拠点施設としての垂井こども園の開園が予定されるなど、大きなプロジェクトが確実に今成果を見せようとしておるところでございます。

また、移住・定住や観光といった知名度を必要とする事業につきましては、西美濃地域全体で取り組み、このスケールメリットを生かした事業を展開しておるところでございます。

本町は、JRの駅を有し、高速道路へのアクセスも利便性にすぐれております。また、多くの観光資源を有し、これからますます発展する可能性を秘めた町であると考えておりますので、今まで地域で培われてきた本町の資源を最大限に活用し、垂井町らしさを発揮するとともに、将来につながるができる計画として第6次総合計画を策定していきたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

○議長（丹羽豊次君） 建設課長 山口哲司君。

〔建設課長 山口哲司君登壇〕

○建設課長（山口哲司君） 広瀬議員の2番目の質問で、安全・安心の通学路対策について答弁をさせていただきます。

町では、通学路の安全対策といたしまして、平成26年度より垂井町通学路交通安全プログラムを策定し、学校関係者、公安委員会、道路管理者等による合同点検、並びに会議を開催し、対策箇所の改善・充実を図っておるところでございます。

議員お尋ねのゾーン30につきましては、ゾーン内の速度の抑制や通過交通の抑制・排除を図るものであり、議員が言われますように、通学路の安全対策上、有効なものと認識しておるところでございます。

ゾーン30の整備につきましては、交通量や交通事故等の発生状況等や地域住民からの要望を踏まえまして、警察が道路管理者や地域住民と協議・調整し、整備の必要性を検討し、ゾーンの整備を努めることとなっておりますのでございます。

ゾーン30の区域に指定をされますと、速度や大型車両の通行禁止等の規制が実施されるほか、ハンプの設置、これはかまぼこ状の突起です。また、車両幅員の狭小化が図られるなど、生活道路としての支障が生じますので、住民の同意形成が大変重要であり、非常に難しい問題であると考えておるところでございます。

また、次にカラー舗装につきましては、垂井町全校区の点検において、平成26年度より点検

で8カ所、また平成27年度の点検では7カ所の要対策箇所があり、そのうち町道施工部分につきましては、全て施工が完了しておるところでございます。しかし、一部県道では未施工の箇所がありますので、これにつきましては岐阜県大垣土木事務所へ早急に施工していただきますよう、要望をしておるところでございます。また、今年度でございますが、平成28年度の点検によりますと、10カ所の要対策箇所がございました。現在、順次施工を行っているところでございます。

また、議員提案のカラー舗装の幅につきましては、本来でありましたら、外側線から路肩部までの歩道部全体をカラー舗装するのが望ましいこととありますが、1カ所の施工延長が1キロを超える箇所があり、予算的に限られておりますので、現状の施工幅で御理解を賜りたいと考えております。

いずれにしても、今後も引き続き垂井町通学路安全推進会議を実施するとともに、必要な箇所にはカラー舗装も含め有効的な対策を実施し、児童・生徒が安全に通学できるよう、道路環境整備に努めてまいりますので、御理解賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 2番 広瀬隆博君。

〔2番 広瀬隆博君登壇〕

○2番（広瀬隆博君） 御答弁ありがとうございました。

2点目の安全・安心の通学路対策についてでございますが、通学路のカラー舗装などで今後対策を進めるということでしたが、先ほどゾーン30の区域が結構難しいというようなこと言われたわけなんです、ハンプと申しますと、こう膨らんでこぼことして、そこでスピードを緩めたり、スーパーの中に入りますと駐車場にもございますが、ああいうものでございますが、あれはちょっと道路では大変難しいかなと思っておりますが、私が見てまいりました羽島市正木町の場合ですと、先ほど見せましたが、こういうゾーン30ですが、ございます。見てまいりますと、大型は禁止ですよとは書いてないですね。大型は通れます。ただ、狭いところへ入れませんように、右折禁止とか時間帯で、学校の近くですので、時間帯で交通規制をしてあるところとかがございます。

簡単に申しますと、「ゾーン30」と下に書いてあって、あと標識に、ここに書いてあります、30キロ、ここから区域、ここから30キロということが書いてあります。

私、通学路のことで申しましたが、先ほど同僚議員のほうから、地域の交差点の改良と生活道路ですね。そのことを先ほど申されましたが、あそこなども、先ほど、年間5件事故が起きていると言われておりましたが、実際問題、今30キロから、最高で40キロですかね、生活道路は。30キロ規制にして、実際30キロで走ってみえると思うんですけども、何か私が見る限りは30キロ以上で走ってみえるような気がするもので、本当にそういう危険な箇所は、ドライバーが一目で見てわかるような対策を打っていただきたいと思っております。

今後の安全対策を関係者各位とともに早目に進めるようお願いいたしますが、この点につ

いて町長に再度お伺いします。

○議長（丹羽豊次君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 広瀬議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

ゾーン30についてでありますけれども、やはり路線で決めるのであって、区域、面で決めていきますので、当然そこに住まわれる方にさまざまな影響が出てくると思います。例えば一方通行の指定でありますとか、進入禁止ももちろんありますし、そういったことを理解を求めていくことは、やはり地元住民の方の理解がないとできないということでもあります。そこら辺を最終的に決めていくのは公安委員会になりますので、警察との協議の中で進めていくということになりますので、そういう状況の中で決めていきたい、見定めていきたいというふうに思います。

ただ、先ほど山田議員からも御質問がありました表佐地区の問題もそうですけれども、やはり交通安全につきましては、守る意識といいますか、その運転者のマナーということにも大きな影響があります。どれだけ規制をかけても、それを意識しなければ何もならないわけですので、ふだんの生活の中で、そういった交通安全に対する意識をいかに啓蒙していくかということも大事な取り組みであると思いますし、また、それはソフトの部分でありますけれども、ハードとして信号機の設置でありますとか標識の設置、そういったものもやはりあわせてやっていくことが大事かというふうに思います。

いずれにしても、このゾーン30につきましては、地元の方の御理解ということがまず第一になってまいりますので、そのための取り組みということを、もし希望されるところがあれば、そういったことをしっかりとやっていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（丹羽豊次君） しばらく休憩いたします。再開は10時30分といたします。

午前10時11分 休憩

午前10時30分 再開

○副議長（角田 寛君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

3番 乾豊君。

〔3番 乾豊君登壇〕

○3番（乾 豊君） 議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。

私のほうからは、3点についてお伺いしたいと思います。

まず1点目でございますけれども、高齢者の運転免許証の自主返納支援策についてでございます。2点目は、災害時の食料確保についてでございます。3点目は学校司書の現状について、この3点についてお伺いをしたいと思います。

まず1点目でございますけれども、高齢者の運転免許証の自主返納支援策についてでありま

す。

今、高齢者の運転による交通事故が多発しており、社会問題となっております。年間1万件以上の高齢者による交通事故が発生しているとお聞きしております。今月の13日には、75歳以上の高齢ドライバーは必ず認知機能検査を受けるよう、改正道路交通法が施行されました。アクセルとブレーキを踏み間違え、店舗や民家などへ入り込み、そばにいた人を巻き添えにし、人の命までも奪っています。そんな事件が毎日のように報道されております。認知症、あるいは運転技術が衰えているということも原因の一つであろうかと考えます。私も高齢者に近づいていますが、本当に気を緩めずに運転をしなければならないと思っております。

そうした中、運転免許証の自主返納をした高齢者に対し、独自の支援をしている自治体も多くなっております。例えば高齢者の方が免許証を自主返納した場合には、タクシー券の配付や乗車運賃の割引、あるいは高齢者の方が購入される補聴器等の割引、また昨年から新たなルートで運行している巡回バスの無料化など、何か特典があってもいいのではないかと考えます。まだまだ車を運転しなければ買い物にも行けない、あるいは病院にも通えないといった、車に頼らざるを得ないといった方々も大勢お見えになります。高齢者の方に限らず、運転免許証を自主返納された方に対する支援策があるのかをお伺いしたいと思えます。

次に2点目でございますけれども、災害時の食料確保についてでございます。

我が国日本は、平成23年の東日本大震災、昨年の熊本の地震を挙げるまでもなく、地震を初めとして、豪雨、豪雪など自然災害の多い国であり、本町もいつどのような災害に見舞われるか、誰にもわかるものではありません。

災害時の食料については、保存用のアルファ米、乾パン、クラッカーなどを中心に確保されていると思えます。しかし、これらの食品は健康な方には役に立つかもしれませんが、乳幼児やお年寄りの方には受け付けられない場合もあるかもしれません。粉ミルク、哺乳瓶が必要な乳幼児や、やわらかい食事を必要とするお年寄りなど、災害時の備えは十分でしょうか。各家庭におかれましても、それぞれいざという時のために備えはされておられると思えます。多くの人の食料確保はもちろん大切ですが、本当に役に立つ食料の確保となっているか、再検討が必要ではないかと考えます。

新年度、災害備蓄品の購入費が予算化されています。具体的にどのような内容なのか、以前にも災害時の備蓄品等について一般質問させていただきましたが、いま一度、町長の御見解をお尋ねしたいと思います。

続いて3点目でございますが、学校司書の現状についてであります。

全国の小・中学校には、図書館または図書室が設置されています。そこでの学校司書というのは、子供の読書を推進するために重要な存在であります。というのも、子供のころの読書は、成長するに従い大きな役割を果たしています。例えば読書を通じて文章がうまく書けるようになったり、また自分だけでなく、人の気持ちを理解することができるようになったりもします。自分が読んでみたい本を紹介し、助言してくれたりするのが学校司書なのです。

2年前に学校図書館法の一部改正がされました。その趣旨は、学校教育において、児童・生徒の確かな学力の育成には言語活動や探求的な学習の充実が必要であり、同時に読書活動等を通じて児童・生徒の豊かな人間性を形成していくというものです。これらの活動を充実させるためには、学校図書館が利活用できるよう整備を進めることが重要であります。この重要性に鑑み、学校図書館の運営の改善や向上を図り、さらに児童・生徒や教員による利用の一層の促進に資するためには、司書教諭と連携をしなければなりません。学校司書と連携することにより、その機能向上の役割を担い、学校図書館の事務に従事する職員を学校司書と位置づけ、学校に配置するよう努めることを定めるものであります。

そこでお伺いしたいと思います。

司書教諭と同様に、学校司書を各小・中学校に配置されているでしょうか。配置されていないなら、今後、未配置の小・中学校に配置するお考えはあるのかをお伺いいたします。

○副議長（角田 寛君） 企画調整課長 栗本純治君。

〔企画調整課長 栗本純治君登壇〕

○企画調整課長（栗本純治君） 私のほうからは、乾議員からの高齢者の運転免許証の自主返納の支援対策についてと災害時の食料確保について、この2点について答弁をさせていただきます。

初めに、自主返納をされた方に対する支援策でございますが、最近、加齢に伴う運動機能の低下が原因と思われる車のブレーキ操作の誤りから店舗に突入など、高齢者ドライバーの運転する車が引き起こす交通事故が大きな問題となっております。また、この3月12日から、道路交通法の改正によりまして、70歳以上を対象に認知機能検査を実施した新しい高齢運転者制度が始まるため、運転に不安を感じる高齢者の運転免許の自主返納が今後とも多くなることが予想されます。

県の交通安全協会におきましても、身分証明書としての機能を持った運転経歴証明書の申請手数料を助成し、高齢者や身体障害者など運転免許証を自主返納する方を支援し、運転機能の低下による交通事故の発生を抑制する取り組みを来年度から始めます。

本町におきましても、現在、身体障害者手帳をお持ちの方は巡回バスの料金が免除となっております。運転免許証を返納された高齢者に対しまして、申請に応じ巡回バスの回数券を進呈するなど、自主返納者の足の確保を少しでも支援していきたいと考えております。実施方法などにつきましては、来年度実施に向けまして検討していきたいと考えております。また、今後、これをきっかけに巡回バスの乗車機会をふやし、巡回バスの乗客者の数をふやしていきたいと考えております。

2つ目でございます。

災害時の食料確保についてでございますが、本議会でもお願いしております来年度の予算のうち、災害備蓄品の購入につきましては、主な内訳といたしまして、昨年4月の熊本地震の発生におきまして、災害市町村に支援物資を発送いたしました。その補充分、また消費期限分の

交換分、あと追加備蓄品と、それぞれブルーシート、トイレトペーパー、500ミリリットルの保存水と乳幼児のおむつ、また女性の生理用品とアルファ米を予定しております。

今後、災害備蓄品の備蓄量につきましては、物足りないという感じはしておりますが、予算の関係もありますので、できる限り備蓄に努めるとともに、自助の部分といたしまして個人での3日間の食料の確保を、広報などを活用しながら常に啓発をしていきたいと考えております。

また実際、被災地の市町村によりますと、発災後すぐに全国から支援物資が到達するということが聞いております。そのような物流支援の活用体制も整えながら、有事の際、活用して対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。何とぞ御理解賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○副議長（角田 寛君） 教育次長 桐山浩治君。

〔教育次長兼学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（桐山浩治君） 乾議員の第3点目の、学校司書の現状についてお答えをさせていただきます。

各小・中学校の学校司書の配置につきましては、垂井町では3校につき1名の学校司書を配置しており、全ての小・中学校に3週間に1度の割合で学校司書が従事し、図書館教育の充実に向けて教職員とともに取り組んでおります。

例えば北中学校では、本の分類・整理はもちろん、新聞記事を内容ごとにまとめたスクラップブックを作成し、本だけでなく、新聞を活用しての調べ学習ができるようにしております。また、時々のトピックに関係する本の紹介をし、生徒の読書への関心を高めております。さらに、夏休みの期間を利用して、教員とともに先進的な取り組みをしている公立図書館を見学しております。そこでの事例を参考に、生徒の調べ学習を支援するための「調べ方の道しるべ」を作成し、生徒に好評を得ております。北中学校のこの取り組みは、平成28年西濃地区学校図書館教育賞の審査において奨励賞を受けております。

こういったすぐれた取り組みを共有し、今後も各学校において学校司書の助言を受けながら図書館教育の充実を図られるようにしていきたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○副議長（角田 寛君） 3番 乾豊君。

〔3番 乾豊君登壇〕

○3番（乾 豊君） 御答弁ありがとうございました。

高齢者の運転免許証の自主返納についての再質問でございますが、本町におけます高齢者の方の運転による交通事故発生件数はどのくらいあるのかということと、それから高齢者運転免許証の自主返納された方の数というのはどのくらいあるのかをお教えいただきたいと思ひます。

また、先ほど触れられたと思ひますけれども、自主返納に向けた普及啓発について、もしお考えがあるならば、お聞かせをいただきたいというふうに思ひます。

それから、学校司書の現状についての御答弁ありがとうございます。

この中でちょっとお聞きしたいのは、学校司書の待遇についてでございますが、勤務時間とか、休暇とか、賃金等々、あると思いますけれども、どのようになっているのかをお知らせいただきたいのと、今後、学校司書の増員については考えておられるのかどうかをお聞きしたいと思いますが、よろしくお聞きしたいと思っております。

○副議長（角田 寛君） 企画調整課長 栗本純治君。

〔企画調整課長 栗本純治君登壇〕

○企画調整課長（栗本純治君） 乾議員の再質問にお答えをさせていただきます。

3点ございました。1点目でございますけれども、高齢者の運転する交通事故の発生件数でございます。

垂井町では、42件中、65歳以上の高齢者は13件発生をしております。また、高齢者の運転免許証の自主返納でございますが、1月末現在で35名の方が自主返納をされております。

また、3点目でございますが、啓発活動をとということでございますけれども、まだ実際、優遇制度につきまして、来年度でございますので、詳細が決まり次第、広報とかホームページなどで啓発をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお聞きしたいと思っております。

○副議長（角田 寛君） 教育次長 桐山浩治君。

〔教育次長兼学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（桐山浩治君） 乾議員の再質問にお答えいたします。

学校司書の待遇面でのお尋ねでございますけれども、勤務時間は、私、今の記憶によりますと、申しわけございませんが、たしか7時間勤務であったと思っておりますし、賃金につきましても、勤務されております勤務年数によりまして、おおむね800円から900円の間で賃金を支払っているところでございます。

また、この司書の増員につきましては、先ほどお答えいたしましたように、今3名の職員でそれぞれの小・中学校を受け持っていていただいております。十分と言えるかどうかわかりませんが、今この3名でしっかりやっていますので、この体制でいきたいと思っておりますので、よろしくお聞きをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（角田 寛君） 1番 太田佳祐君。

〔1番 太田佳祐君登壇〕

○1番（太田佳祐君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、これより通告に従い一般質問を開始いたします。どうぞよろしくお聞きいたします。

今回は2点の質問を行います。1点目は若者のまちづくりについて、2点目は「虹の町たるい」についてです。

それでは、早速質問に入ります。

まずは、若者によるまちづくりについてお伺いいたします。

近年、若者によるまちづくりが注目されています。それは、高齢化社会を迎えた現在、町の未来をどうするかを将来を担う若者たちが主体となって考えるべきだという考え方が広まっているからです。これは、これまで日本が迎えたことのない高齢化社会において、これまでまちづくりの中心であった世代が若者たちの持つ新たな発想や行動力によって、衰退しつつある町を立て直すことを期待しているからにはほかなりません。また、若者がまちづくりに関してかかわることで、町の未来を担う意識と自覚を持たせ、将来的に地域を背負って立つ人材として育成していくべきだと考えられているからです。

このように、若者はまちづくりを変える起爆剤として期待をされており、実際に若者のまちづくりによって町が大きく変化した事例もあります。

その代表的な事例が小布施若者会議です。長野県にある小布施町では、小布施若者会議という会議が開催され、小布施若者会議は、若者が主体となってまちづくりについて話し合う会議を開催し、そこに集う若者たちが小布施町をどうするかを話し合い、行動を起こす場として機能し、小布施のまちづくりに大きな影響を与えました。

この会議が画期的だったのは、小布施をよりよくしたいと思う外部の若者にも門戸を開いたことです。これにより、地域活性化に興味のある都市部の若者が大挙して押し寄せ、町内の若者や地域住民とともに新しいライフスタイルや社会モデルについて考え、実際に行動を起こしていったことです。そして、それが新たな町の魅力となり、新たな若者を呼ぶという好循環を生み出しています。

小布施若者会議は2012年からスタートしましたが、これは、市村小布施町長の、全国から思いと実行力のある若者が集まり、地方や日本のこれからの自由に議論したり、行動するための環境を小布施が用意したい。そこから新しい価値観や具体的な行動が生まれ、日本全体に広がっていくようなきっかけの場にしたいという思いから生まれたものです。この流れはわずか二、三年で全国に波及し、全国の主要都市で若者会議が開催され、地域の未来について考え、行動を起こすきっかけを提供しています。

また、福井県鯖江市では、女子高生による「ゆるい」まちづくりをコンセプトにした鯖江市役所JK課が置かれています。これは、2014年に牧野鯖江市長が、これまで市役所や公共サービスに直接かかわることの少なかった女子高生、通称「JK」たちが、みずから考え、やってみたいまちづくり活動を提案し、市役所を初め大学やメディア、市民団体等と連携して具現化する実験的な新しい市民協働を推進したいという思いから設置されました。これにより、行政がカバーできなかった若年層に対して情報を発信し、若者目線で地域の魅力を発信し、まちづくりにかかわる機会を提供しています。鯖江市役所JK課は、その名前のインパクトから大きくメディアで取り上げられ、若者によるまちづくりの代表事例の一つになっています。

これらの2つの例は非常に先進的ですが、過去に垂井町でも行っていた子ども議会でも実践的な活動がふえています。

その一つが、秋田県大仙市の大仙市中学生議会です。これは、市内の各中学校の代表が議員

となり、我々議員と同様の一般質問を行政に対して行います。それに対して行政が回答を行うという、今行っている議会そのものを行います。当然、行政は答弁書などを用意し、若者目線でのまちづくりや教育に対する質問に回答していきます。

さらに先進的な事例としては、愛知県新城市にある新城市若者議会が挙げられます。新城市若者議会は、市長の諮問機関として位置づけられ、若者議会条例を制定、若者が活躍しやすい環境の整備や、そうした場所をふやすための政策立案を若者が行うために立ち上げられました。ここでは実際に予算が与えられ、市長に対して答申が行われ、若者たちが考えた政策がまちづくりに反映されています。

ここで挙げた事例は、いずれも首長が若者の力をまちづくりに生かしたいという思いから組織を立ち上げ、それに若者が応える形で活動がスタートしていった点が共通しています。

人口減少時代を迎えた現在、多くの自治体で移住促進やU・Iターンに躍起になっていますが、その政策は本当に若者が住みやすいまちづくりを念頭に置いているのでしょうか。新たに人口減少を食いとめるために施策を打ち出していないのでしょうか。人口減少や町が将来的に消滅するかどうかの決定権、キャスティングボートを握っているのは若者自身だということを忘れてはいないのでしょうか。町を出るのも、残るのも、戻ってくるかどうか、決めるのは全て若者です。自治体存続の決定権は一人一人の若者にあるのです。そのことに気づかないまま、見ばえのよい政策をつくったとして、本当に若者は町に戻ってくれるのでしょうか。本人たちの同意もないまま、地元に戻ってくれ、子供を産んでくれ、税金を納めてくれと言われても、本人たちはどう思うのでしょうか。

垂井町人口ビジョンのシミュレーションでは、合計特殊出生率が2030年までに現在の1.39から2.07まで向上した仮定の人口を記載していますが、どうやってこの町で子供を産み育てたいと思ってもらえるのでしょうか。自分が生まれ育った地で子供を産み育てたいと思うのは、人として当然のことです。必要なのは、別にどこで子供を産んでもよいと考える層に対して、ぜひ垂井町で子供を産み育てたいと思ってもらうことではないのでしょうか。

行政にとって若者とは何なのでしょう。高齢者を支え、子供を産んで人口減少を食い止め、税金を納める、そんな使い勝手のいい駒なのでしょう。我々若者にも一人一人の人生があります。日本の多くの自治体がそのように捉えているから、若者たちは責任を押しつけられることのない、刺激の多い都会に出ていってしまうのではないのでしょうか。国を含めた自治体が出生率向上について議論する際に、本人たちの意向を無視している点がそれをよくあらわしています。この点には大いに違和感を感じます。そして、勝手に大人の都合を子供に押しつけるからこそ、若者たちが政治不信になり、まちづくりに対して興味を持たなくなるのではないのでしょうか。まちづくりとは悲壮感と自己犠牲で行うのではなく、自分の意志と将来の希望、そして行動力を持って行うのではないのでしょうか。若者に、地域で生きることの希望をどれだけの自治体が明確に示すことができているのでしょうか。

垂井町には望みがあると思っています。行政がワークショップによって若者の声を集めてい

ることも重々承知しています。しかし、わざわざ行政が用意するワークショップに参加する意識の高い若者が、いわゆる大多数の普通の若者なののでしょうか。私にはそうは思えません。もし、この場にいらっしゃる方々の御息が積極的にまちづくりにかかわろうとしないのであれば、そのかかわろうとしない若者こそが普通の若者の姿ではないのでしょうか。本当に普通の若者の声を集めるのであれば、垂井祭りや初詣などを初めとした各種のイベントや成人式など、普通の若者が集まる機会に出向いて声を集めるべきではないのでしょうか。

若者にまちづくりを人ごとでなく、自分事として捉えてもらい、主体的に行動してもらうためには、まず大人から歩み寄ることが必要ではないのでしょうか。

子供のやることなんていいかげんだ、どうせ大した案は出ないだろうなどと思っていたら、彼らとわかり合うことは絶対にできません。

皆さんも覚えはないのでしょうか。思春期に、表面だけ正論を述べる大人たちに対して嫌悪感を抱いた経験を。彼らは、我々よりよほど繊細で感性が豊かです。この町を本当に活気のある町にするためには、私も含めた大人が真剣に若者のまちにする、若者の声に耳を傾ける必要があるのではないのでしょうか。

垂井の若者はよい子たちばかりです。私たちが真剣に向き合えば、彼らもそれに応えてくれます。必要なのは、彼らが声を上げる機会ではないのでしょうか。自分たちが町のために主体的に物事を考えて行動し、成長する、その機会を町がつくらなければ、誰が若者にその機会を提供するのでしょうか。子供たちがよい仕事に将来つくための投資であれば親が行いますが、まちづくりに関心を持ってもらうための投資は自治体にしかできません。そういった意味で、町はもっと若者にかかわり、まちづくりへの参加を促すべきではないのでしょうか。

これらを踏まえて、2つの質問を行いたいと思います。

1つ、行政は、まちづくりにおいて若者に対してどのような役割を期待しているか。1つ、若者議会やJK課など、若者と連携したまちづくりを推進する組織を立ち上げてはどうか。以上、御答弁をお願いいたします。

2点目は、「虹の町たるい」についてです。

前回のタウンプロモーションのより具体的な提案として申し上げたいと思います。

垂井町は、伊吹山の裾野に位置し、南東が平野部、北西が山間部という地形です。天気は西側から変わっていくことや山合いの地形であることから、山間部で雨が多く、虹が発生しやすい地理的な特徴を有しています。実際、冬の早朝や夏の夕方には山間部で雨が降ることが多いため、虹を見る機会が多くあります。まさに、けさも、小雨が降りしきる中、東から朝日が差ししているところで虹が見えた次第です。最近はその様子を多くの人がSNSに投稿しており、自然豊かな垂井の姿を紹介してくれています。

虹と聞いて連想するのは7つの色ですが、くしくも垂井町は地区が7つに分かれており、7地区それぞれにカラーがあることや、さまざまな地域から移り住んできた人がいることや、東西文化の境目であることなどから、文化的に虹のように多様なカラーのある町と言えます。

現在、全国には虹を売りにしてまちおこしを行っている町はありません。今申し上げたように、垂井町は虹の町を名乗るにふさわしいストーリーを持っています。町民の皆さんへのヒアリングでは、21人中16人が「確かに垂井町では虹がよく出ている」と回答しています。皆さんはどう思われるでしょうか。言われてみればそうだと思う人は、意外と多いと思います。

人々が虹に対して持つイメージは、希望、未来、奇跡など明るいものが多く、垂井町をあらわすシンボルとしてもふさわしいと思います。これから地区センター化が進み、7つの地区がそれぞれ独自の色を持つようになり、しかし、それぞれのよさが集まって垂井町は形成されているという虹と同じ構成を持っていることも、垂井町の目指す姿を具現化している点でシンボルとしてふさわしいと思います。

そういった点から、これから策定が進む第6次総合計画や、庁舎移転も含め新しいまちづくりが始まろうとしている垂井町のシンボルとしても、「虹の町たるい」は町民の多くの方々が納得するシンボルとなり得るのではないのでしょうか。それぞれの地域や一人一人が個性を發揮し、その個性が集まって美しい模様をつくる虹のように、私たちの町も進んでいくべきではないかと思っています。

「虹の町たるい」は、町のイメージや理念をあらわすだけではありません。毎朝、登校や出勤時間にスマートフォンから目を離して、自然に目を向けることを促すことができます。虹を探すという目的の中で自分の故郷を見詰める機会を提供するというのは、単なるお題目以上の効果があると考えます。そうして故郷の自然と親しむことを若者を中心とした全ての人に経験してもらうことは、まちづくりにおいて意義があると考えています。

また、見つけた虹を撮影してSNS等に投稿することは町の魅力発信にもつながり、自発的に町民が町のプロモーションを行うことにもつながります。虹を撮影して投稿することが、まちづくりの一つになるのです。この簡単にできるまちづくりへの参画こそが、住民主体のまちづくりに対して大きな成果をもたらすことができると考えています。ぜひ垂井町を「虹の町たるい」として打ち出し、多くの人々が故郷の自然に関心を持ち、外から人に魅力を伝えていくという考え方はいかがでしょうか。

これについて2点御質問いたします。

1つ、垂井町のプロモーションを行う上で、垂井町でよく見られる虹を打ち出してはどうか。
1つ、町が発行する各種パンフレット等のデザインにおいて、虹を取り入れてはどうか。以上です。

郷土愛の醸成や町への参画を促すことは、お金をかければできるというものではありません。地域の魅力をわかりやすく提示することや、垂井の地域の魅力発信に自分がかかわっていくことでつくり上げることができます。どうせ住むなら垂井で、どうせ飲むなら垂井で、どうせ買い物するなら垂井で、この「どうせなら」という言葉には、無意識のうちに地域への愛着があります。どうせなら垂井のためになることをしたい、そう言える人をどれだけふやせるかがこの町の将来に大きくかかわってくると思います。そして、我々はそのような人々がふえるよう、

あらゆる手段を講じていかなければならないと思います。そういった私の思いを申し添えて、今回の一般質問を終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（角田 寛君） 生涯学習課長 衣斐修君。

〔生涯学習課長 衣斐修君登壇〕

○生涯学習課長（衣斐 修君） 私からは、太田議員の御質問の1点目でございます若者のまちづくりの中で、若者議会やJK課など、若者と連携したまちづくりを推進する組織を立ち上げてはどうかについて、活力のある地域づくりに貢献できる人材を育てるための人づくり、意識づくりの観点からお答えをさせていただきます。

垂井町教育ビジョンでは、垂井町の教育が目指す人間像として、ふるさと垂井への誇りと愛着を持ち続け、「自分で切り開く」「ともに生きる」「社会に貢献する」を3つの柱と定めております。その柱の一つである「社会に貢献する」については、子供たちが社会の一員としての自覚を持ち、自分の能力や個性を発揮して、活力のある地域づくりに貢献できる人間を育てることを目指しております。子供たちが、学校の授業や地域の活動において地域の歴史や文化について学び、触れていく中で、それを後世に伝承・継承していくためには、自分たちは何をすべきかを考える機会を与えることで、ふるさとに対する誇りや愛着を持つ子供たちが育ち、子供たちの意識の中で、自分たちが住むまちをよくしていきたいと、そういった願いや思いが生まれてくるものと考えております。

また、教育委員会の補助団体には、垂井町VYSや青年・女性のつどい協議会など社会教育団体があります。その中の垂井町VYSは、町内に住む中学生や高校生が集まり、地域のボランティア活動や子ども会のリーダー研修に参加、協力をしていただいております。活力ある地域づくりのために貢献をしていただいております団体の一つと言えます。

今後の団体の活動については、若者の思いが活動に反映され、さらに活躍できる場を広げ、若者が垂井町のまちづくりに積極的にかかわることができるような団体活動につなげていきたいと考えております。よろしく御理解いただきますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（角田 寛君） 企画調整課長 栗本純治君。

〔企画調整課長 栗本純治君登壇〕

○企画調整課長（栗本純治君） 私のほうからは、太田議員から大きく2点、若者のまちづくりについてと、「虹の町たるい」についての御質問でございましたので、それについて御答弁をさせていただきます。

初めに、若者のまちづくりについてでございますが、垂井町はまちづくり基本条例において、住民、議会、行政がお互いの立場を尊重し、それぞれの役割と責任に基づき、対等な立場で相互に協力し、行動し、協働のまちを推進するものとしております。しかしながら、まちづくりに対する温度差は、それぞれの世代、立場によってまちまちであり、総じて年齢の高い方が関心が高く、年齢の低い方が関心が低い傾向にあり、現在進行しております第6次総合計画にお

いても、住民アンケートの集計結果を見ても、その傾向をうかがうことができます。

議員が提案されています10代・20代の若者に対し、行政として期待していきたいのは、どうしても年齢を重ねることにより、悪く言えば、それまでの経験が邪魔をし、安定・安全を重視して考えが固定化する傾向にありますので、失敗を恐れない柔軟な発想と若さあふれる行動力になると思います。ただ現実には、これからの自分の人生を模索し、進学、就職、結婚といったさまざまな人生の変化を経験する年代であって、自分のことだけで精いっぱいとなり、他のことに目を向けられないのが現状ではないかと推測をしております。これは全ての自治体に当てはまることであり、議員がお示しをしていただいた小布施町や鯖江市など、さまざまな自治体はその打開策を模索している最中であると考えています。

当町におきましても、第6次総合計画策定において、今後10年間の方向性を定める計画であるため、将来を担う中学生や高校生に対し、アンケートやワークショップを実施し、まちづくりに対する前向きな意見を計画に反映すべく取り組んだところでございますが、若者の意見が十分聴取されているかといえば、少し物足りなさを感じているところであり、総合計画審議会でも御指摘をいただいているところでございます。

町は、高齢者、勤労者、学生、児童、乳幼児等々さまざまな人たちで構成をされ、それぞれの立場や年代によってまちづくりに対する興味や意見も異なっており、その意見を集約し、整理し、まちづくりに生かしていくことが行政の責務の一つであると認識をしております。そのため、若者だけの意見ではなく、さまざまな世代の意見を聞き、その中で優先順位をつけながらまちづくりを進めていく必要があると考えておりますので、若者の意見や提案をいただく場として組織体制を整えていくことについては、第6次総合計画を推進していく上での重要な課題として検討していきたいと考えております。また、世代だけでなく、若い発想を持った方の意見や外部視点を持った人の意見も大切にしていきたいと考えております。

次でございますが、「虹の町たるい」についてでございます。

気象庁のホームページによりますと、虹は太陽光が空気中の水滴で屈折し、反射して起きる現象であるとされております。確かに地形的な影響から、山間部で雨が降っていても平野部では晴れていることはよくあることであり、そういった意味からも、虹の出やすい土地柄かもしれません。虹の色は、赤、ダイダイ、黄色、緑、青、藍、紫の7色と言われ、ちょうど垂井町の地区数と合致をしております。

議員の御提案の、各地区にイメージカラーをつけ、全体として虹の町としてプロモーションをしていくことにつきましては、デザインを統一した視覚ブランドづくりにつながり、垂井町をより効果的にPRしていく上で大変有効な手段であると考えております。

ちなみに、虹の色数は各国においてさまざまだそうです。7色が主である日本の垂井町が虹の町として宣言していくことは、対外的にも意味があるものかもしれません。

今後、もし、虹の町として発信していく場合、各地区まちづくりの主体であります、まちづくり協議会の御理解と御協力が必要となってきておりますので、各地区まちづくり協議会の意

向も踏まえながら検討していきたいと考えております。

また、現在、垂井町を発信していく媒体として、先ほども述べられましたけれども、春の相川のこいのぼりと桜、伊吹山の残雪が残った写真を使うことが多いですが、もし虹の町として発信していく場合は、統一デザインを採用していったほうがより強力で町をPRしていくことができると考えております。採用について検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。何とぞ御理解を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○副議長（角田 寛君） 産業課長 高橋伸行君。

〔産業課長 高橋伸行君登壇〕

○産業課長（高橋伸行君） 太田議員からの「虹の町たるい」の中で、垂井のプロモーションを行う上で虹を打ち出してはどうかについて御答弁をさせていただきます。

私のほうからは、観光プロモーションという観点から答弁をさせていただきます。

平成11年に発行した本町の町勢要覧にも、「いつまでも虹の似合う町でありたい」という言葉で虹を打ち出しているところがございますが、議員の質問にもございましたとおり、垂井町には7つの小学校区でそれぞれのコミュニティーが形成されており、七色の虹とかけ合わせるという発想は大変ユニークで、タウンプロモーションを行う上でもストーリー性は十分あるものと感じております。

最近、垂井町観光協会の公式ツイッターなど、SNSで垂井の虹の画像の投稿が多くあります。南宮大社や朝倉運動公園、明神湖など、町内各地で撮影されたものが数多く投稿されており、観光協会事務局においても関心を持っているところがございます。このことは、現在垂井町で暮らす人や垂井町を離れて暮らしている人の郷土愛にもつながるものと考えております。また、さらにこれらの投稿がふえ、垂井の虹が全国的にも脚光を浴びるようになると、垂井ファンがふえ、交流人口の拡大にもつながるものと期待しているところがございます。

したがいまして、観光という観点からの「虹の町たるい」につきましては、今後のSNSの動向や町内外全体での機運の盛り上がりなどを期待しながら取り組んでまいりたいというふうと考えております。御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○副議長（角田 寛君） 4番 若山隆史君。

〔4番 若山隆史君登壇〕

○4番（若山隆史君） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

「三方よし」の推進についてということを主題といたしまして、2点質問をさせていただきます。と思ひます。

まず「三方よし」の推進についての「三方よし」の意味合いでございますけれども、お隣の滋賀県、古くは近江の国、そこを發祥の地とする近江商人。この近江商人の経営哲学として三方よしの精神がございます。売り手よし、買い手よし、世間よし、3つのよし。売り手と買い手

の両方が満足し、また社会貢献もできるのがよい商売であるということであり、近江商人の心得でございます。私、この三方よしの精神は、住民よし、行政よし、地域社会よしのよりよい行政経営、運営に相通ずるものがあるとの思いから質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず1点目、戸建て住宅の新築または改築に対する奨励などの制度の創設についてでございます。

昨今、Iターン——就業のためこの町へ転入することでございますが——だの、Uターン、一旦就業のため都会などへ転出した方がもう一度町へ戻ってくる、こういったIターンやUターンは、とにかく何らかの優遇措置を講じる必要性が論じられていますが、そのことは、人口減少解決や町の活性化の一端を担ってくれるなど期待をされているところでもあります、このことを全く否定するつもりは毛頭ございません。私、思いますに、もともと垂井町で生まれ育って、あるいは既にこの町で生活基盤を築いておられます方々にこそ、まず第一に目を向けるべきではないかと思う次第でございます。

そこで、理由・形態を問わず、垂井町で定住するための戸建て住宅を新築、あるいは改築、または建て売り住宅等を購入された方々に対して、その投資資産に対する何らかの助成制度、例えば個人対象でございますが、垂井町住宅リフォーム促進事業補助金交付要綱や企業向けの企業立地促進条例に見られるような奨励などの制度は創設できないのでしょうか、御所見をお伺いいたしたいと思っております。

2点目、町内建設事業者のさらなる技術力の醸成と対外的競争力の増進についてでございます。

経済社会において、企業利益の追求はあらゆる業態においてなされているものだと思っております。利益の種類は、何も金銭だけではございません。技術力の向上や経験を積む人材の育成・確保、品質向上による社会貢献も大変重要な、企業にとって競争力を高めるために欠くべからざるものだと思います。

町内においては、毎年度のインフラ整備工事と相まって、これからも各種プロジェクト的建設工事がめじろ押しでございます。県などによる発注に際しての町内企業の参入や町発注に際しての町内企業の受注には、企業みずからの営業努力は当然としながらも、制度的にいろいろと苦心されておられることと推察するところでございます。このことは、企業の業績向上や技術力の集積による品質向上等につながっており、ひいては、納税者としての住民利益にもつながり、かつ対外競争力増進の面からも望ましい状態であると認識いたしております。

今後におきまして、より一層の地域内循環経済社会の進展を図るためのさらなる発注制度の確立のために、JVのあり方、下請負のあり方、積極的な分離発注、条件つき一般入札の推進などなど、どのような考えがおありか、お尋ねをいたしたいと思っております。よろしく御答弁を賜りますようお願いを申し上げます。

○副議長（角田 寛君） 産業課長 高橋伸行君。

〔産業課長 高橋伸行君登壇〕

○産業課長（高橋伸行君） 私からは、若山議員の「三方よし」の推進の中で、既に本町に生活基盤を築いておられる方に対して定住を促進するための戸建て住宅の新築・改築、購入のための助成制度の創設についての質問について、お答えをさせていただきます。

議員のお尋ねの中にもございましたとおり、現在、本町では垂井町住宅リフォーム促進事業という制度が創設されております。この制度は、町民が町内施工業者を利用して行う住宅リフォーム工事を行う場合に、10万円を限度額として、対象事業費の10分の1を地域商品券にて助成しているものでございまして、町民の居住環境の向上、町内施工業者の経営の安定、地域経済の活性化といった3つのメリットがございます。平成25年度から実施しているものでございますが、現在までに499件の助成を行っております。平成29年度からは制度の内容を拡充し、Uターン・Iターンされる方が住宅をリフォームされる場合や3世代同居するためのリフォーム、また新規に起業される場合のリフォームに対して優遇する制度を設ける予定でございしますが、残念ながら、議員御提案の新築や建て売り住宅の購入に対する制度とはなっておりません。

人が、その地を定住する地として選択する場所は、住みなれた場所である、働く場所がある、自然環境に恵まれている、交通の利便性がよいなど幾つかの条件が伴いますが、多くの場合は、家族がふえるとき、仕事につくとき、結婚するとき、退職するときなど、人生の岐路に立つときであると考えます。したがって、さきに申し上げました場所に加えて、子育て、教育、福祉など、公共サービスの充実が大きな要因ではないかとも考えられます。

もちろん、議員御提案の住宅購入の支援も定住促進には大きな期待ができると思いますが、制度の創設につきましては、現在、本町で行っております子育て、教育、福祉などさまざまな行政サービスを勘案しながら調整を図ってまいりたいというふうに考えております。御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

○副議長（角田 寛君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 若山議員の大きく「三方よし」の精神から、2つ目でございます町内建設事業者のさらなる技術力の醸成と対外的競争力の増進につきまして、私のほうから御回答申し上げたいと思います。

まず初めに、垂井町の入札の現状から少し触れたいと思いますが、平成28年度でございますけれども、135件の競争入札を執行いたしました。内訳につきましては、一般競争入札が2件、それから指名競争入札が133件でございます。その大多数を指名競争入札が占めておるといった実態でございます。

そこで、指名競争入札の業者選定につきましてでございますが、垂井町契約事務処理要綱に基づきまして、業者指名審査委員会において、その基準については垂井町建設工事指名競争入札参加者選定に関する基準で定めているところでございます。地理的な条件、あるいは指名の回数、工事成績、技術者等を考慮いたしまして指名をさせていただいております。

なお、その基準の中では、設計金額に応じまして共同企業体方式 —— 俗にJV方式と言われておるものがございますが —— を採用することもあると規定をいたし、共同企業体の構成員には町内企業をも指名をさせていただいておるところでございます。こうした共同企業体方式につきましては、それぞれ業者の得意分野を組み合わせることで、工事全体の施工能力を上げることもでき、そしてまた技術力の強化をも期待できると考えておるところでございます。

今後とも、工事規模によりますけれども、適宜JV方式を採用いたし、適切な工事の発注あるいは施工に努めながら、あわせてお尋ねにございます技術力の醸成等も図ってまいりたいと考えております。

また、下請のあり方についてもお尋ねでございますが、垂井町の工事特記仕様書の中では、下請契約を締結する場合には、岐阜県内に本店及び主たる営業所を有する者から選定するよう努めることと規定しておるところでございます。一方で、全国の自治体に目を向けてみますと、地元経済への波及効果をより高め、そしてまた地元中小企業振興のためといたしまして、市内あるいは町内業者の下請利用を求めている事例も散見されております。

したがって、これらの事例をも参考にいたしまして、元請業者に対しましては、可能な限り町内下請業者に発注するように努め、そしてまた施工に必要な建設資材の購入等につきましても、町内業者を利用するように働きかけてまいりたいと。あわせて、大規模工事の分離発注につきましても継続して実施してまいり所存でございますので、何とぞ御理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

○副議長（角田 寛君） しばらく休憩いたします。再開は13時15分といたします。

午前11時32分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（丹羽豊次君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

10番 後藤省治君。

〔10番 後藤省治君登壇〕

○10番（後藤省治君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問を行います。

今回の質問は大きく2点、離山周辺地区の開発についてと、もう1点はボランティアの町宣言についてであります。

離山については3点、それからボランティアについては4点の、合計7点の質問をさせていただきます。

それでは本題に入りますが、町長は第1日目の所信表明において、第6次総合計画の策定に当たり、未来を見据えたまちづくりの礎となる重要な1年になると認識していると述べられました。これから先10年の垂井町の方角を決める大事な年であることは、私も同様の思いであります。国においては、平成31年度には元号の変更も検討されているようであり、新しい年の幕

あけに期待するところであります。当垂井町においても、庁舎の移転を初めとして、垂井こども園の開園、さらに離山周辺開発の本格的な企業誘致がスタートの予定となっております。

そこで、まず第1点目の質問は、離山周辺地区の開発についてであります。

離山周辺地区の開発については平成21年ごろから進められたものであり、当初、町長から2つの大きな事業についてお聞きしておりました。それは、東こども園の開園と離山周辺地区の開発であります。同時にスタートした事業であります。一方は既に稼働しており、企業誘致を目的とした離山開発は非常に難産の様相であります。非常に難しい問題が続き、現在までにいろいろな経緯を進めてきましたが、事業がおくれていることは責任の一端を感じるべきだと思います。

その1つ目の質問は、開発計画のおくれについて住民への説明責任を果たすべきと考えますが、町執行部の考えはいかがかを問うものであります。

住民の方は、この事業については非常に興味を持って関心を寄せております。私も非常に興味を持って、常任委員会においても常に説明を聞いてまいりました。そして、当初のうちは地権者との協議が続き、同意を得て次へ進むときに広島での土砂災害が発生し、法律が改正され、急傾斜地崩壊危険区域と指定されました。岐阜県との協議も大変だったことは理解できるものであります。しかし、当初の計画、平成28年度には誘致ができるようだと聞いていたが、既にもう過去のものとなっております。この議場においても、経過説明をしてはいかがでしょうか。

2つ目の質問は、離山周辺地区だよりをホームページに載せてはどうかであります。

離山周辺地区だよりは、地権者との協議を目的として、1年に2回程度発行されているものであり、事業の進捗が非常によくわかるようにまとめられています。第1号の発行は、平成22年1月25日と30日に協議されたものであります。その内容は、企業誘致の理由とかスケジュールとか地権者との質疑応答など記述されており、非常によくできているものであります。このような情報を、地権者のみでなく垂井町の住民が知ることは、行政の進め方を理解するのにも、また情報公開の面からも、ぜひにもホームページ等に載せてはいかがかを問うものであります。

3つ目の質問は、今後のスケジュールとして事業を垂井町の土地開発公社に移す予定になっていますが、共同責任である町長の責任について問うものであります。

この事業は、垂井町の土地開発公社へ移行されたとき、開発公社は債務負担行為により10億円以上の借金をし、その資金をもとに地権者との協議の上で土地を購入、公有地とし、そして土地を企業誘致に提供するものであります。そして、その借入金は一返済しなければなりません。したがって、誘致先の企業が見つからなければ土地の売買は進まずに、利息を支払い続けねばなりません。

土地開発公社の法的根拠は、公有地の拡大の推進に関する法律の第10条に開発公社の設置規定があり、地方公共団体は土地の取引及び造成その他の管理を行わせるため、土地開発公社を設立することができるのとあります。すなわち、町長には任命責任があり、同時に事業の進行に

においても責任を持つ立場にあります。以前に、私の質問に対して「塩漬けにはしない」との確約をもらっておりますが、今でもその気持ちは変わらないでしょうか。

所信表明においても、企業誘致には積極的に支援するとありますが、最後の詰めが大切などころであります。最後まで責任を持ってやるという、もう一度宣言していただけないでしょうか。

以上で、離山開発についての質問を終わります。

第2点目の質問は、ボランティアの町宣言についてであります。

ことし3月の広報には、社協だより第99号が全戸に配付されました。内容においては、非常に中身の濃い内容であり、特にボランティア特集がありました。社会福祉協議会にはボランティアセンターがあり、多くの方がボランティアで活躍されているのを見て、頭が下がる思いであります。主なボランティアグループとしては、給食ボランティアのほかに赤十字奉仕団、手話サークル、うさぎの会、虹の会などがあるようです。

垂井町は、平成26年3月には「ささえあいと絆の福祉のまち たるい」と題して第2期垂井町地域福祉計画をまとめ——こういう本で5年間でまとめております——協働のまちづくりを推進する意味において、ボランティアセンターの中核化による活動の活性化を重点的な取り組みと位置づけております。このボランティアとは、第5次総合計画の協働の意味として、町民のさまざまな分野におけるボランティア活動、地域活動の支援をするものと定義しております。すなわち、ボランティア活動を、福祉のみでなく地域全体のものとして活動するものと定義しております。

私も活動を広い分野で行うことは同感であり、次にそうした考え方により質問いたします。

1つ目の質問は、全町的ボランティアセンターの設置について質問します。

第2期垂井町地域福祉計画の重点的取り組みにおいては、各地区ごとの活動状況や、町全体で活動支援体制も含め総合的な推進役となる社会福祉協議会との連携で、福祉施策の効果的実施を目指す旨と記述されています。すなわち、これは福祉のみのボランティアにかかわらず、全町的にボランティアを推進するものだと思います。

そこで、ボランティア活動を全分野的に広めるとするならば、7つのまちづくりセンターを中心として活動し、それをまとめるところが全町的ボランティアセンターと考えるならば、まちづくりセンターに設置するのが適切かと思われませんが、このテーマについてはどのように進んでいるのでしょうか。また、今後、全町的ボランティアセンターの設置について、どのような方向で進むのでしょうか。

2つ目の質問は、100円ボランティアの提案についてであります。

ボランティア貯金の導入に関連しての質問ですが、活動計画の意味の中に、1時間は無理でも30分ボランティアはオーケーなど、小さなボランティアを希望されている方もいるようであります。そこで、さらにわずかなお金のボランティアを寄附していただくものであります。

ボランティアはやりたいけど、時間的に仕事などの問題などで参加できない方がかなりいるのではないのでしょうか。そこで提案するのが100円ボランティアであります。すなわち、貯金箱を各地区センターに置いたり、文化会館や役場などの入り口に置いて気軽に寄附していただくのはどうか、提案するものであります、いかがお考えでしょうか。

最近、東日本の震災を初め熊本地震、鳥取地震など、災害はいつどこで起きても不思議ではない状況が続いています。そうしたときに貯金から寄附をすることは非常に有効な手段であると考えますが、そうした考えも含めて、お答え願えればありがたいと思います。

3つ目の質問は、活動の登録制度及び助成金制度について質問します。

ボランティアをするのに、自分の得意な分野で活動したいと思ったり、活動の費用はどうなっているんだろうかなど不明な部分があり、なかなか飛び込めない方が多いのではないのでしょうか。

兵庫県の佐用町におけるボランティア活動をインターネットで見ていると、活動の登録制度とか助成金制度について規定されておりました。例えばボランティア登録カードには、個人的な希望の活動が選択できるようになっており、希望の日程も選択できるようになっています。また、助成金制度については、ボランティアセンター登録グループへの助成金交付事業実施要綱があり、年間の活動日数が規定されております。ボランティアの内容を報告するようになっております。垂井町の場合は、ホームページでは検索が難しくなっており、どのように導入するか、お考えを示していただけないでしょうか。

最後に、4つ目の質問は、「ボランティアの町」宣言について質問します。

福祉ボランティアから全分野ボランティアとして、垂井町の行政部門で町中ボランティアを宣言してはいかがでしょうか。大きなボランティアを考えたとき、NPO活動も含まれると思います。

以上をもって質問を終わります。よろしく答弁のほど、お願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 私のほうから、後藤議員から御質問のございました1点目の離山周辺地区の開発について、答弁をさせていただきたいと思います。

開発のおくれについては、農地関連法の協議に時間を費やし、農政協議の方向性が見えてきた都市計画関連の協議に入ったやさきに都市計画運用指針の改正、土砂災害特別警戒区域があつて、これらの担当部局との調整に労力を使いまして時間が経過したのが現状でございますが、議員のお話の中にもあつたように、平成29年から事業が大きく進み始める中で、ちょうどいい機会でございますので、議員からの提案がありましたこれまでの経過・経緯について説明をさせていただきたいというふうに思います。

事業の流れでございますけれども、平成20年度に策定いたしました第5次総合計画は、「やさしさと活気あふれる 快適環境都市」をまちづくりの将来像として、企業誘致を行うことに

より住民、企業、全体が活気あふれたまちづくりを重点プロジェクトの1つとしております。このため、平成21年度に町内の複数候補地を検討した結果、離山周辺地区を優先として取り組む箇所と決めました。

平成22年1月から、地権者との情報交換を繰り返しながら、計画面積12.2ヘクタールのうち約6ヘクタールの農地を非農業的土地利用へ転換する協議や、都市計画法に基づく地区計画決定の事前協議を関係機関と行ってまいりました。しかし、平成24年まで国、この場合は東海農水局でありますけれども、協議を継続してきましたが、約6ヘクタールの農地を非農業的土地利用へ転換することは認められませんでした。したがって、農地の面積を縮小するという形で協議を再開し、この縮小した面積におきましては、許可権者は県でありますので、平成25年には町の計画の方向性はやむを得ないとして、県の判断を得たところであります。このときの計画面積は、約6.6ヘクタールでございます。このため、地権者から計画に対する同意を確認するとともに、基本計画の策定、地質調査、地下水調査、農地の整理、非農地の判断を進めてきたところであります。

しかし、ここで平成26年8月に発生しました広島市の土砂災害、大規模な土砂災害でございましたけれども、これによりまして平成27年1月に都市計画運用指針が改正されまして、地区計画の対象となる区域には土砂災害特別警戒区域は含まないこととすべきであるとされました。

離山は、尾根より西側が急峻な勾配で、県は土砂災害特別警戒区域に指定しております。

平成27年度中は、今回の開発工事はこの急峻な勾配を取り除く工事であるため、例外的な許可をお願いする協議を重ねてまいりまして、何とか理解を得ることができましたので、本年度において農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地域の除外手続及び都市計画法に基づく地区計画の決定手続を進め、来月にはこれらの手続が完了する予定でございます。

これらの調整を行い立地の条件が整ったので、現在は地権者と個別面談を行い、事業遂行に協力をお願いしておるところでございますが、担当から上がってくる報告書によりますと、個別の交渉の感触は非常に良好な状況であるというふうに認識をしております。

今後は、岐阜県土地開発公社の技術支援を受けながら垂井町土地開発公社において事業を実施するもので、平成29年度中に用地手続の完了、農地転用許可、開発許可を経て、平成30年度の工事着工を目指しています。その後、公示期間を経て、平成31年度半ばの事業完了、つまり分譲開始を目指している計画でございます。

2点目の、離山周辺地区だよりをホームページに載せてはどうかという御質問でございますが、この離山周辺地区だよりは、意見交換会の内容を、欠席者を含め地権者との情報共有を図る目的で発行しているものであります。しかし、これはあくまで地権者を対象としておりますので、一般に公表するとなりますと、それを全てあからさまにするのは、やや難しいところがあるのではないかと考えております。したがって、現在、ホームページ上で企業向けに「企業立地ガイド垂井」を掲載していますが、今後このガイドとあわせ、町民向けの公開の内容を精査しながら情報を掲載していけたらというふうに考えておるところでございます。

3点目の、垂井町の開発公社に移す予定になっていることについての共同責任である私の町長としての責任についてでございます。

御指摘のとおり、分譲はしたけれども企業は出てこないでは話になりません。最後のやはり詰めというのが大事かというふうに思っております。何としても分譲開始、造成完了時には契約が成立している状態をつくっていきたいというふうに思っております。

現在も、申し出のあった企業との個別面談も継続しているような状況でありまして、用地契約のめどがつけば、岐阜県の企業立地ガイドに掲載され、さらに県企業誘致課からの支援も大きく期待できるところであります。行程が具体化すれば、企業と我々も自信を持って交渉に臨むことができます。今日まで幾つかの企業と話をした経験から、やはり多くの企業は操業開始の時期、時間軸に重点を置いております。造成工事に着手もなされていない土地では、なかなか決断を下せないというような状況であるため、今後、形が見えてくることにより、より誘致活動も有利に進められるのではないかと考えております。

何としましても、造成完了と同時に契約が成立できるように精いっぱい努めてまいりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

○議長（丹羽豊次君） 企画調整課長 栗本純治君。

〔企画調整課長 栗本純治君登壇〕

○企画調整課長（栗本純治君） 私のほうからは、後藤議員から全町的なボランティアセンターの設置についての御質問がございましたので、答弁をさせていただきます。

ボランティアセンターは、ボランティアをしたいと思う皆様のさまざまな活動や交流を促進するための施設と解釈をしています。ボランティアセンターと一口に言いましてもその幅は広く、福祉、防災、子供見守り、教育など多岐にわたっているものであると思っております。

現在、各地区ではまちづくり協議会が立ち上がり、各地区の課題解決に向け、地区まちづくりセンターや公民館を拠点に、それぞれの活動を進めています。そのため、みずから何かをしたい、みずから誰かのために動きたいという思いを酌み、そのような思いを持った方々をコーディネートし、さまざまな分野の一元化を図る役割を担うのは、議員もおっしゃるとおり、まちづくり全体の相談や助言を役割とするまちづくりセンターであり、そこに設置することが妥当ではないかと考えております。

今後、設置していくのであれば、福祉のボランティアセンターを設置してあります町社会福祉協議会と連携を図りながら、既存ボランティア団体の意向も踏まえ、組織体制や運営方法を検討していき、さらに理解者や応援者をふやしていくよう努めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。何かと御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） 後藤議員の質問について、私のほうからは「ボランティアの

町」宣言についてのうち、2つ目以降の質問にお答えをさせていただきます。

初めに、100円ボランティアの提案についてですが、議員御提案のボランティアに参加ができない方のための100円ボランティアの寄附については、本来、ボランティアは人的、つまり労働力的な社会貢献で、寄附は資金的な社会貢献であることから、ボランティアのかわりに寄附をするということは、性質が違うこともあり、難しい面があるのではと懸念するところがございます。また、寄附や募金は、団体などがその活動や支援などの目的を持って実施していくものであり、自治体である町がはっきりとした目的もなしに漠然と寄附を募る行為を実施することは難しいと考えます。

しかしながら、議員が申される地震などの災害において、寄附による義援金が果たす役割は非常に大きいものです。熊本地震の際も、岐阜県共同募金会垂井分会や日本赤十字社岐阜支部垂井分区である垂井町社会福祉協議会と連携し、町でも義援金箱の設置や窓口での受け付けを行ったところですので。よって、こういった災害などの緊急時や非常時の義援金の場合には、関連団体と連携、協力し、実施してまいります。

次に、活動の登録制度及び助成金制度についてですが、議員が申される兵庫県佐用町では、佐用町社会福祉協議会が設置いたします佐用町ボランティアセンターにおいて、地域福祉にかかわるボランティアの登録制度や紹介、グループへの活動助成金制度を行っております。このことについては、佐用町社会福祉協議会のホームページにおいて確認、または利用することができます。

当町でも、垂井町社会福祉協議会においてボランティアの登録制度があり、活動や日程の選択ができるとともに、ボランティア団体に対する助成制度も実施しているところですので。このことについては、垂井町社会福祉協議会のホームページにおいて、ボランティアセンターやボランティアグループの紹介などを行っており、あわせて2カ月に1回発行されます社協だよりでも積極的に情報発信がなされております。町といたしましては、第2期垂井町地域福祉計画の基本目標に掲げます「ささえあいのしくみと場づくり」を構築するため、ボランティア活動の推進を担っている垂井町社会福祉協議会と連携しながら、さらにその推進を図っていく所存でございます。

次に、「ボランティアの町」宣言についてですが、先ほど企画調整課長が申し上げましたとおり、現状では町社会福祉協議会での地域福祉のボランティアセンターや、まちづくり協議会での活動などの取り組みを進めている段階でございます。将来、総合的な体制整備がなされ、理解者や応援者もふえ、ボランティア活動が活発になってきた際には、「ボランティアの町」を宣言することも考えられますが、今の段階では、「ボランティアの町」を宣言することは時期尚早と思われるので、御理解をお願いいたします。

以上、後藤議員からの質問、「ボランティアの町」宣言についてのお答えとさせていただきます。御理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 10番 後藤省治君。

○10番（後藤省治君） 再質問をさせていただきます。

答弁ありがとうございました。前向きもあるし、後ろ向きもあるし、両方あるような気もしたんですけど、22年前に私が初めて議員になったときに、このボランティアの質問をさせていただいたわけです。そのときにも、ボランティアの精神って何かというのが、ちょうど私どもの会社の労働組合の取り組みの中でボランティアが非常に盛んに行われていたときでありました。そこで、「ボランティア」の語源は「ボランタス」という語源になっていて、それはアメリカの志願兵とか志願するとかという意味から来たものであると聞いております。そういう意味合いにおいて、今の答弁の中で少し私の思いと違うところがあるかなあというふうに思います。

まず、ボランティアのこの4つについて、1番目のボランティアセンターの設置については、これから社協と連携して、地区センターの協議を経ながら進めていくという少し前向きの話でしたので、今後そういった協議があれば、常任委員会でもどちらでも結構ですので、報告をしていただくようなことをお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

それから、2点目の100円ボランティアですが、先ほど課長は寄附行為だと。「寄附」と私も書いたんですけど、ボランティアの意味からいけば、ボランティア基金という意味が性質的に違うとは私は思っておりません。体でボランティア活動ができなかったら、資金で賄うというボランティアの方法も幾らでもあると思う。だから、そういった意味において、寄附行為と取るのは、寄附だから、性質が違うから、これはいけんなあというのは全く、そういった資金ボランティアをした人にとっての非常に消すような後ろ向きの話ではないでしょうか。ここらあたりの答弁をもう一度お願いしたいと思います。

それから助成金、佐用町のホームページを見てくれと言われたので、私が見たのは、このボランティア登録カードですね。ここを見てもみますと、技術とか、趣味とか、友愛とか、介助とか、運転とか、そういった活動内容、こういうものがあれば、いつでも取れば、これを見たら取れると課長は答えられましたけど、社会福祉協議会のは、ボランティア登録したらどうええのという質問に対して、来てくださいと書いてあると思う。違いますかね、私が理解していなかったら、こういうカードがあれば、気楽に登録ができるはずなんですよね。

それから、こういった登録グループには助成金制度、これは助成金交付要綱というのは読まれたらと思うけど、ここもやっぱり規定されているんですよね。月に4日から、年間4日から6日の活動においては1万円以下の補助というか、年間7日から9日までは2万円以下とかいう、10日以上になると3万円以下のそういう助成金を出すという。やっぱり、何かやるにおいても、そういったものをきちっと要綱で決めていくのが大切ではないかという質問なんです。だから、そこらあたりをどう考えているか。こういう要綱なんか必要ないよ、今までどおりでいいんだよというのでいいのかどうか、もう一度お答え願いたいと思います。

最後の宣言については、機運が高まらないと、これもなかなか宣言できないことですが、N

PO法人でもフェアトレードとかあるが、フェアトレード制度なんていうのもボランティアの一種やと私は考えておるわけです。何か大きく、そういうボランティア施設の中で取り組んでいくのが一つの方向性だと思うんですけども、ただ単独としてフェアトレードだけというのも、それはおかしな話かなあというふうに思います。だから、これについては機運が高まったときをお願いしたいと思います。

それで、質問をもう1つ、離山のほうに1つだけ、ちょっと確認したいことがあるんですが、ホームページに載せるのに、地区だよりは非常に個人的な意見が入っているからと。だけど意見交換会だし、それを見てもプライバシーの関係なんかはないと思うんですね。それよりも大切なのは、いかに町民に対して情報公開をしていくかということが大切であって、だから今回私も質問させてもらっているわけです。一番それは、あれだけ大きなものをぼんと持ち上げておいて、それで今おこなっているよと。どれだけの町民がおこなっていることについて知っているかということだと思うんです。だから、もしプライバシーでだめだというんだったら、形を変えてでもホームページに進捗は載せるべきでないかと思いますので、再度、その点をお答え願えればありがたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（丹羽豊次君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 後藤議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず離山のほうからです。

ホームページについて、ちょっと言葉が足りなかったかもしれませんが、現在出しておるもの等をもう一回精査して、出せるもの出せないものがあると思いますので、そこら辺を精査した上でホームページには掲載をしていきたいという思いでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、ボランティアに関してでございますが、質問とちょっと離れるかもしれませんが。

実は、私も平成20年、21年ごろに、このボランティアセンターの立ち上げについていろいろと考えておったときがございます。そのときは、まだまちづくりセンター等が動いておる前で、基本的には社会福祉協議会の福祉ボランティアの部分と、行政がやっておりますいろいろな教育とか障害福祉に関するボランティアの団体がそれぞれ単独で、縦で動いておるような状況で、これをセンターをつくることによって、言葉は悪いんですが、屋上屋をつくってしまう、要するに、単に上に乗っかっておるだけで、実際なかなか機能が難しいという状況になってしまうのではないかという危惧があって、実際そこでとまってしまうました。

翻って、今現在を考えてみますと、まちづくりセンター、それからセンター活動が始まっておる中で、その受け皿というものがある部分ははっきりしてきていると思います。そして、議員のお話の中にもありました、まさにこのボランティアの実現によって、我々が目指しております協働のまち、協働の精神というものが発揮されてくる場でもございますので、こういったボランティアを通じて、やはり協働の実現に向けての一つの手がかり、足がかりにしていきたい

という思いでございます。

そういったことを踏まえまして、今後、そのセンターをつくっていくということについての進捗につきましては、こちらから情報を流すこともあるでしょうし、議員からのお尋ねもあるでしょうし、そういった常任委員会、あるいは全協等での、もし機会があれば、そういった折を見てお話をすることができればというふうには考えております。

それから100円ボランティアですが、これはまさに見解の部分があると思います。やはりボランティアというのは基本的には自主性、自分の思いで、誰に言われることなく、自分の思いでもって社会とかかわり合いながら、今は有償ボランティアもありますけど、基本的には無償で労働力を提供していくというのが主なボランティアの大もとではないかなあというふうに思っております。

それができないから寄附ということになるという後藤議員の論理でございますけれども、寄附というのはやはり目的を持って、何でもかんでもではなくて、例えば熊本地震が起きた、あるいは東日本大震災が起きたと。そのときにやはり、僕はボランティアに行きたいけど行けないんだと。でもお金なら出せるからと出す、それはやはり私は寄附だと、それは思います。ですから、目的を持ってやることでありますので、それはもう寄附として捉えるべきでないかなあ。それは広い意味で考えればボランティアなのかもしれませんけれども、行為としてはやはり寄附行為になるのではないかなあというふうに思います。

そういった部分で、さまざまな事案が起きたときに、そういった寄附を受け入れるための体制づくりというのはしておりますので、そういった部分でのカバーで納得していただけたらというふうに思うところであります。

それから登録カード、それから助成についてであります。これも先ほどのセンターに通じるところがございまして、そういったものがはっきりしてくれば、当然そこに登録をして活動する人がふえてくる。そういった中での活動になりますので、これはやはり機会を見てやっていく形になってくると思います。議員もおっしゃっていただきましたように、機運が盛り上がってきて、そういうものがどんどん醸成されてきて、私もやりたいという方が見えたときに、じゃあ、ここに書いてねと、そういう形での進み方がこれからはできていくのではないかなあというふうに考えるところであります。

また、「ボランティアの町」宣言につきましては、まさに今そういう交通整理をする必要がありますので、いきなりやるといってもなかなか難しい状況があるのではないかなあというふうに思っております。

フェアトレードも、確かに広い意味で考えて、開発国の援助ということでは例えばボランティアになるのかもしれませんが、まさに我々が目指しておる協働の一環ではないかなあというふうに思いますので、そういった部分で、「ボランティアの町」宣言をすることは簡単かと思っておりますけれども、それをいかに実のあるものにしていくかということが大事でありますので、まずその実をつくっていくための機運づくりにこれから傾注していけたらというふうに思

っておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

○議長（丹羽豊次君） 11番 富田栄次君。

〔11番 富田栄次君登壇〕

○11番（富田栄次君） 通告に従いまして、大きく2点お尋ねをいたします。

第1点目は、英語、小学校で教科化について、第2点目は水道料金の値上げについてであります。

それでは第1点目、英語、小学校で教科化についてお尋ねをいたします。

文部科学省は2月14日、小・中学校の次期学習指導要領の改訂案を公表しました。

小学校5年生、6年生から英語を教科化し、「聞く・話す」中心の外国語活動の開始を小学校3年生、4年生からに前倒しをし、平成32年度からの全面実施に向け、30年度からの移行期間中、各学校の判断で新課程の全部か一部を先行実施できるとしました。新指導要領の全面実施は、小学校が32年度、中学校が33年度からとなります。

英語の聞く・話すを中心の外国語活動は、現行の小学校5年生、6年生から前倒しをする。教科化する英語は、読む・書くも段階的に指導。家庭や地域など身近な事柄を扱う。中学校の英語は、授業を原則英語で実施。社会的な話題に範囲を広げ、自分の考えや気持ちを伝え合えるようにする。新たに、基本的な感嘆文や仮定法も教え、指導する英単語数もふやすとありますが、以下、お尋ねをいたします。

改訂につきましては、英語について、英語に限ってであります。英語の次期学習指導要領の改訂内容は。

2つ目、各学校の判断で新課程の全部か一部を先行実施できるとありますが、先行実施をするのか。

3つ目、柔軟な時間割り設定を可能にするとしているが、どのような時間割り編成になるのか。

4つ目、英語指導助手や英語指導講師を増員しては。

以上、お尋ねするものであります。

第2点目、水道料金の値上げについて。

2月18日、19日、上下水道課によって、「水道事業の現状と課題について」と題して説明会が行われました。説明会における説明内容の趣旨は、水道料金の値上げの必要性についてであったと言えますが、参加者はごく少数でありました。これは、町民が値上げに無関心だからでもなく、値上げを了解しているからでもなく、値上げ目的の説明会で値上げについて何を聞いてみても、何を言ってみても、しょせん値上げすることが変わるものでもない、諦めと白けからではないかと思われまます。

説明会では、どれだけ値上げをするのか、いつから値上げをするのかの説明はありませんでした。例えば住宅を修理するとき、新築をするとき、誰しも必ず最初にきちっとした返済計画を立てます。今回の水道事業のように、事業をどんどん進めていってしまってから、10年以上

たってから、借り入れが多いから、返済ができなくなるから、収益が減っていくから、料金の値上げで補ってください。この発想は、値上げをすれば帳尻が合う、合わせることができると、その発想であり、財源がなければすぐ値上げするの発想は、金のある人、金持ちの発想であります。

平成31年10月におきましては、消費税率が大幅に上げられようとしています。そんな中で水道料金が値上げになったら、町民の皆様は非常に困られます。一般家庭においては、毎日使う水の値上げは消費税率引き上げ以上に痛手であります。人口減少や節水などで使用水量が減少していますが、これに水道料金の値上げでは、ますます使用水量が減り、給水収益は悪くなると思われませんが、そこで、以下お尋ねをいたします。

1つ目、なぜ値上げなのか。最近3年間の老朽化による被害、事故件数は。2つ目として、どれだけ値上げか。3つ目、いつから値上げか。4つ目、総事業費はどれだけか。第6次変更事業、相川左岸地域施設改良事業ほか。5つ目、事業に無理があるのではないか、あったのではないか。6つ目、値上げに対する手は尽くしたのかをお尋ねするものです。

私は、今から11年前の3月議会で水道料金の値上げについて質問いたしました。以下、その内容を抜粋して読み上げます。きょうの質問じゃございません、11年前のです。

平成18年度施政方針並びに提案説明によりますと、上水道の整備につきましては、より安定した給水を図るため、計画的な配水管網の整備などを進めるとともに、適切な水源確保のため第6次変更事業を引き続き推進するとあります。この計画の推進が、結論を申し上げますと、最終的に水道料金の値上げに結びつかないか、それを非常に懸念するものでありますと質問しております。

最近におきましては、最近と言いましても11年前のことですが、国民健康保険税を2年連続上げております。そして、今年度は介護保険料を大幅に上げようとしています。そんな中で水道料金が値上げになったら町民の皆様が非常に困られる。私としましては、安定した給水、適切な水源確保のために、第6次変更事業を推進されること自体には異議はありません。ただ、そこでお尋ねするわけであります。

前の町長、田中町長のときに第6次変更事業を計画されました。いろいろそのときに説明があったのが頭に少し残っているわけでありましてけれども、それについてもいろいろと事業計画概要が出ております。簡単に言うと、水源が不安定だとか施設の老朽化、また需要量の増加、またその水源が左岸に集中していて、右岸にも要るんじゃないかというような説明が出ております。この計画時においては、計画の目的に耐震化については出ていなかったと記憶しておりますが、そこであえてこの計画の目的は何であったかを当時中川町長に再度お尋ねしたわけでありまして。といいますのは、前田中町長のときにはもちろんこういった理由が説明があったかと思うんですが、需要と供給のバランス、要するに給水量が追いつかないという、あの当時は、かなり前で今と全然社会情勢が違うわけでありましてけれども、そういった非常に逼迫した給水量、計画水量、計画数値と実績数値との間の差がなくなってきたというようなことで、そ

ういった説明があり、これに取りかかったような記憶が非常に強いわけでありますけれども、過去5年間ほどの計画水量とといいますか、実績水量、そういったものの推移について、再度ここで説明を求めますと言っているわけなんです。

それで……。

○議長（丹羽豊次君） 富田議員、通告に基づいてお願いします。

○11番（富田栄次君） 通告に基づいてやっております。これは質問事項ではございませんので。

後の質問事項に結びつくわけですが、総配水量も含めて、今現在までの状況を教えていただきたいと思います。

私が思うには、どちらかというとなくなってきているんじゃないかという感がするわけです。この計画が最初に出たときまでは、工業用水にしてもかなり利用量が多かったと思うんですけども、この推移をお尋ねしたい。これからまた5年ぐらい先までの計画、今の水量、実績も含めて、どのように予想されているか、そういう推移の予想も御提示いただきたいと思います。

この第6次変更事業の最終年度までの事業計画と、事業計画については一応出ておりますが、先日の議会の中でも説明がある程度ありましたが、特に総事業費はどのくらいになるのか、再度ここで確認いたします。

その財源について、これも補助はなかったと思うわけですが、国・県等の補助はないと思うんですけども、その財源についてどのように当て込んでおられるのか。

それとその事業費、今日まで10億円ほどかかっていると思うんですが、最終的には20億円を超すようなことも聞いておりますけれども、その事業費の償還計画、これもお尋ねしたいと思います。そういった一つの償還計画の中でこの償還計画、それと事業計画と水道料金の値上げとは別問題だと言われるかもしれませんが、こういった事業ができたことによって、いろいろなことが起きてくるということも兼ねて……。

○議長（丹羽豊次君） 富田議員、通告内容と変わっておるでね。

○11番（富田栄次君） ちょっと待ってください。

水道料金の値上げについて結びつかないが、ここで確認させていただきたいと思うわけでございます。もし、値上げをするようなことがあるとすれば、ここからなんです、いつごろの予想なのか、どのくらい値上げをするのか、それをお尋ねしたいと思いますとの質問を、11年前に行いました。

ちょっと前置きが長かったんですが、これらにつきまして、この答弁につきましては、町長さんからその当時答弁があったわけでありますが、あれから11年たって、いまだどのくらい上げるのか、またいつごろ上げるかというような明快な答弁がないわけです。

ちょっと前段階が長過ぎたのであれなんです、そういうことで、事業目的も当初の事業目的と多少異なってきています。そういうことも含めて、もとに戻りますが、最初に申し上げま

した6つ、お尋ねをいたします。なぜ値上げなのかとか、もう一度言いませんが、これに対してどれだけ値上げか、いつごろ値上げか、6つの最初の質問をよろしく御答弁のほどお願い申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 教育次長 桐山浩治君。

〔教育次長兼学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（桐山浩治君） 富田議員の第1点目の、英語、小学校で教科化についてお答えをいたします。

次期学習指導要領については、現在、案を公表し、パブリックコメントを経て、今年度中に告示される予定になっております。

1点目の、今回の小学校の外国語活動及び外国語科に係る改訂内容についてお答えをいたします。

現行の学習指導要領では、小学校の第5学年及び第6学年で外国語活動として週1時間位置づけております。次期学習指導要領においては、小学校の第5学年及び第6学年では外国語科として週2時間、年間70時間を、小学校の第3学年及び第4学年では外国語活動として週1時間、年間35時間行うこととしております。

小学校第5学年及び第6学年の外国語科では、英語の学習の特質を踏まえて、聞くこと・読むこと・話すこと・書くことの4つの技能を計画的に指導し、教科としての評価をすることになります。外国語科では、聞くこと・読むこと・話すこと、話すことはやりとりと発表の2つの領域としております、それと、書くこととあわせて5つの領域別に設定されている目標の実現を目指した指導を通して、小学校の外国語科では外国語の音声や、文字・語彙・表現・文構造・言語の働きなどについて、日本語と外国語との違いに気づき、これらの知識を理解するとともに、実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技能を身につけること、コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、身近で簡単な事柄について、自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養うこと、そして外国語の背景にある文化に対する理解を深め、他者に配慮しながら主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養うことを目標にしております。

語数としては600から700語、慣用表現や文、文構造については、目標に照らしてコミュニケーション場面で使用頻度の高い基本的なものを取り上げることとしております。

また、指導に当たっては、文法の用語や用法の指導に偏ることのないよう、コミュニケーションの目的や場面、状況などを意識して、具体的な言語活動を通して指導するよう配慮を求めています。

2点目の、先行実施するのかというお尋ねについてお答えをいたします。

次期学習指導要領の告示後、平成29年度には文部科学省や県教育委員会がさまざまな研修会、講習会を通して、学校教職員に対して、改訂された学習指導要領の周知を行ってまいります。その後、平成30年度から準備が整ったところから先行実施してもよいこととされております。

文部科学省においては、外国語科の導入にかかわり、学校現場が円滑な移行ができるよう、今後指導計画例や教材、指導案などを作成・配付することにより、先行実施と全面実施に備える計画を持っております。

垂井町においては、英語指導講師を中心に外国語活動の指導計画や教材は整備をしております。こうした成果を踏まえまして、国や県の動向、提示される指導計画例などを参考にし、垂井町としても研究を行い、平成30年度以降、他におくれることなく先行実施してまいりたいと考えております。

3点目の、柔軟な時間割り設定を可能にするとしているが、どのような時間割り編成になるのかというお尋ねについてお答えをいたします。

通常の時間時数は、小学校では1単位時間45分としております。次期学習指導要領では、各教科等の特質に応じ、10分から15分程度の短い時間を活用して指導を行う場合において、その時間を当該教科の年間授業時数に含めることができるとしてしております。例えば時間割りの中で1時間目の前に15分間の指導を週3回行った場合、1時間とみなすことができるようにするという事です。また、場合によっては45分の授業に15分間の短時間指導をつけ加え、60分授業として行うことも考えられるとされております。

4点目の、英語指導助手や英語指導講師の増員についてのお尋ねですが、現在、英語指導助手は中学校に配置し、指導に当たっていただき、生徒、学校からも好評を博しております。また、今年度、小学校の外国語活動の指導に当たっては、町内在住の英語を母語にされている方、いわゆるネイティブスピーカーの御協力をいただいております。子供たちや学校からも好評を博しております。小学校外国語科の先行実施、全面実施に当たっては、ネイティブスピーカーとして授業をアシスタントしていただける垂井町在住の方々に学校支援ボランティアとして登録していただきたいと考えているところであります。また、そのための予算措置等についても、次年度以降、研究・検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 上下水道課長 町田正博君。

〔上下水道課長 町田正博君登壇〕

○上下水道課長（町田正博君） それでは、私のほうからは富田議員の第2点目、水道料金につきまして順次お答えをさせていただきます。

まず、御承知のとおり、2月18・19日の2日間にわたりまして3回、お客様への説明会を開催いたしました。

趣旨は、水道事業がこれまでに行ってきた整備内容と、財政状況や今後の運営状況、また施設の老朽化や今後の財政面など、現在抱えている課題についてお客様にお知らせし、御意見をいただくため、開催したところでございます。

開催につきましては、広報、ホームページのほか、町外のお客様や企業などの大口契約者の

お客様へも個別に御案内し、説明会では合計61名の御参加を得ました。このほか十数件のお客様から事前にお問い合わせがございました。

参加された皆様には、水道事業は独立採算制で、安定した水の供給に多くの経費を費やしていることや、町内に水道施設が点在していること、そして今後水道使用水量が減り、ますます給水収益は悪化するという現状と課題を御理解いただけたかなと思っております。

ところで、料金を値上げすると使用量が減り、収益は悪くなるのではという御指摘もございました。商売として考えますと、値上げをすればお客様が減るという現象は起きてまいります。しかし、一方で商売として、値上げをしなければ今後商売が成り立たなくなることも当然あり得ることです。ここのところのバランスをどのようにはかるか、大変難しいことであると考えております。

次に、改定の理由と、最近3年間の老朽化による被害、事故件数でございますが、水道事業会計では、人口減少や節水機器などの普及、節水意識の向上などで使用水量の減少により、給水収益が減少しております。収益的支出はここ数年赤字決算が多く、企業債の未償還残高が21億円を超え、現行料金のままで運営いたしますと、次世代に負担をお願いする結果となってまいります。一方で、施設や管の耐震化などの災害対策、老朽化に伴う施設改良、管や設備の更新事業など、安心・安全な水道水の供給のため必要な設備投資を継続的に行う必要があります、将来にわたって安定的に健全な事業運営を継続しなければなりません。

しかしながら、今後も水需要の増加が見込めない中で必要な設備投資を行い、借金を返済していくには、収入である水道料金の改定をお願いするのが大きな見直しの柱となります。

水道料金を他市町と比較いたしましても、平成26年4月時点で、県内の同様の事業体で、口径13ミリ、1カ月10立方の使用で消費税込みの基本料金では750円となっており、このケースでは当町は低い方から3番目となります。

次に、最近3年間の老朽化による被害、事故件数についてでございますが、施設関係では平成26年度に6件、27年度に5件、今年度は2件の修繕をこれまで実施しております。これは、主に機器の故障等による修繕でございます。また、配水管の漏水件数につきましては、平成26年度に23件、うち緊急に対応したものが17件、27年度には20件、うち緊急対応13件、今年度は既に50件、うち緊急対応が34件ございました。これは、定期的実施しております漏水調査により発見し、修繕したのも含んでおりますが、いずれも大規模な断水等には至っておりませんでした。

次に、改定の幅や時期についてでございますが、まず改定につきましては、水道法施行規則第12条に、料金がおおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるよう設定されたものであることと明記されております。当町では、今後5年間でどれだけの資金不足が生じるのかを検討中でございます。その不足額が料金の改定額の範囲となりますが、その改定額が固まったとしても、どの口径のお客様にどれだけ御負担をお願いするのか、現在慎重に検討を重ねているところでございます。

また、改定の時期でございますが、これまで議会へも複数の検討案をお示しし、説明させていただきましたが、現在のところ9月議会で御承認を受け、約半年間の周知期間を経まして平成30年4月からの適用を考えております。

次に、第6次変更事業や相川左岸地域施設改良事業などの総事業費と、これらの事業に無理があるのではないか、また、あったのではないかとのお質問でございますが、議員も御承知のとおり、創設当初から稼働を続けております第1水源地は既に58年が経過し、水源地内の機械、計装機器におきましても法定耐用年数の2倍以上を経過し、定期的な点検などにより長寿命化をこれまで図ってきたところでございます。また、阪神・淡路大震災以後、ライフラインの耐震化が急務となっております。しかしながら、第1水源地は現在住宅も密集し、取水井戸との位置関係上、他所へ移転することができない施設でもございます。

そこで、限られた敷地内での建てかえ手法として、また災害時のリスク分散として、相川を挟んだ兩岸の相互融通により、たとえ被災した場合でも、必要最小限の供給を可能にする施設の強靱化を目指し、平成14年度から第6次変更事業に着手し、相川右岸地域を中心に整備をしてまいりました。この6次変更事業により、第1水源地内の不用となった施設を撤去し、捻出したスペースに建てかえが可能となったことで、ようやく第1水源地の更新工事を含む相川左岸地域施設改良事業の着手に至った次第でございます。

この一連の流れで行っております事業の総事業費でございますが、第6次変更事業につきましては、残事業がございますが、総事業費で約23億3,000万円を見込んでおります。また、現在施行中の相川左岸地域の施設改良事業におきましては、平成35年度の事業完了を目指し、総事業費で約24億7,000万円を見込んでおります。

水道は、なくてはならない重要なライフラインであり、この基幹的な施設の耐震化を含めた強靱化更新事業に御理解いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

次に、これまでの経営努力等についてですが、昭和58年の改定以来、今日まで34年間、現行料金体系を維持してまいりました。

支出の面では、課の統廃合により人件費を削減したほか、経常経費につきましても、従来の封書によるお客様へのお知らせをはがきや検針時に配付するなど、見直しを含め、削減に精いっぱい努めてまいりました。

収入の面におきましては、プール料金の見直しを初め、今年度から新たに広告収入を導入し、自主財源の確保に努めております。また、料金未納者に対する給水停止の強化等により、料金収納率向上にも努力している次第でございます。

最後に、将来世代に負担を先送りするのではなく、長期的な視点に立ち、安心・安全な水道水の供給が将来にわたって安定的に継続できるよう、鋭意検討中でございます。何とぞ御理解を賜りますよう重ねてお願いし、答弁とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 11番 富田栄次君。

〔11番 富田栄次君登壇〕

○11番（富田栄次君） 最初に申し上げたいのが、なぜ私がここで質問している途中で、いろいろとざわざわと言われるわけですか。非常に、今の安倍総理じゃございませんが、そんな偉い人でもございませんが、ここで質問しづらくなります。

それと、議事録を読んでいただければ、私が余分な質問をしたか、間違っていたか。政治は歴史が決める、時間が決めるという、そしていろんな人の判断を仰ぐということで、例えを出したりそれを読み上げたりするのがなぜ間違っているのか、またの機会にお伺いしたいと思いますけれども、それはそれといたしまして、再質問をさせていただきます。

第1点目、桐山次長さんには大変誠意ある御答弁をいただき、我が町としては先進的といえますか、先行的に取り組んでいただいているということも十分わかりました。どうもありがとうございました。長い間ありがとうございました。ほかの自治体におくれをとらない、そういった意味で御質問させていただいたわけですが、十分取り組んでいるということがわかりました。

それでもう十分ではございますが、もし何か言い足りないこと、教育長さん、ございましたら、御所見をいただけたらと思うわけです。

それと、指導助手、または指導講師につきましては、語学というのはマンツーマンが基本だと思うと、やはり人の充実が必要ということで、いろんなことがあると思いますが、急ぎませんが、またこういうところについては御検討いただけたらと思っております。

第2点目、水道課長に再質問いたします。

給水量、計画水量、計画数値と実績数値との間の差、計画水量と実績水量の推移について、一般配水、大口配水、工業用水というふうに大きく分かれていると思うんですが、総配水量も含めて、現在までの状況、推移、またこれからの計画、今の水道、実績も含めて、どのように予想されているのか、お尋ねをいたします。大まかで結構でございます。大きな流れで結構でございます。

それと、ほかの市町村に比べて安かったと、いつもこれは言われるわけですが、裏を返せば、そういった大事業をやってこなかったから安かったと言えなくもないと思うんです。

水というものは、空気に次いで生きていくのに必要なもので、安ければ安いほどいい。もっと言えば、無料であれば一番いいわけですが、猛暑日に庭に水をまくにしても、お風呂に入るにしても、食器を洗うにしても、十分水が使えなくなる。これは水の無駄遣いとか倹約とはまた別の次元だと思います。ということで、私は非常にこれについては思うことがあります。

1点、水道課長さんに先ほどお願いいたしました。

第2点目に、次は財源の問題でありますので、過去に総務課長ほか、いろいろ財務に携われておられました副町長さんに再質問いたします。

事業に無理があるのではないか、あったのではないかということを再度質問させていただくわけでありませう。

耐用年数が過ぎたから、確かに耐用年数というのは決まっております。ただ、当初耐震化ということは言われていなかった、地震が起きてから耐震化ということは非常に言われるわけですが、実を言うと需要と供給のバランスじゃないかと思うわけですが、それはそれとしまして、例えば住んでいる家がありまして、その屋根から雨が漏れそうだと。だけど、その屋根を修理したくても、新しく建てることもできない。貯金は底をついているし、借り入れもできない。そういった状況下で、思い切って修理、建て直しができますか。じゃあ、それではどうすると言われますよね。でも、耐用年数が来たからといって屋根を直すわけにもいかないと思うわけです。やはり、事業期間というものを延期するか、大幅に延ばすか、10年でやるやつを20年でやるとか。一度にこれだけの大きな事業をやったら大変だということは誰でもわかるわけですが、そういうことも含めて御見解をお尋ねするわけでありまして。何も延ばしたらいい、大きなスパンにしたらいいというわけじゃないんですが、やはり財源がないものはないんだということを、私は申し上げたいわけです。

それともう一つお尋ねしたいのは、今年度の予算に水道事業経営戦略策定支援業務というのが344万円計上されています。これはどのようなことを策定されるのか。

これは、既に大事業がどんどん推し進められて、料金値上げに向けて説明会を開かれ、どんな経営戦略策定をされるのか、お尋ねするわけです。もうほとんど進んでしまっている段階でこういった経営戦略策定にお金をかけて委託されるわけですが、値上げの説明のためじゃないと思うんですけれども、その理由づけじゃないと思うんですが、この経営戦略という策定はどういうものを、まだ決まっていらないで結構でございますが、この2点について、副町長さんにお尋ねいたします。

○議長（丹羽豊次君） 教育長 和田満君。

〔教育長 和田満君登壇〕

○教育長（和田 満君） 小学校外国語科に係ります富田議員の再質問にお答えいたします。

今回の小学校の外国語科は、新しい教科を設置するというところでございますので、文部科学省においても、学校現場が混乱を来さないよう万全の体制で臨むと言っております。

私どもは、先ほど次長が答弁しましたように、そうした指導資料を十分に研究し、また、外国語活動で積み上げてきました経験を改めて成果として捉え直し、十分な準備をし、先行実施に向けて計画的に準備をしてまいりたいと思っております。

現在、小学校の外国語活動を十分に行っているがゆえに、中学校の授業がコミュニケーション型に変わっているという成果も得ております。英語プロモーションビデオコンテストに、ことしは不破中が参加をいたしました。実に優秀な賞を獲得しております。また、こうしたことも踏まえまして、先行実施に備える子供たちの活動も位置づけていきたいと考えているところであります。

もう一つのネイティブスピーカー、いわゆる英語を母語とされる方々のボランティアとしての学校への導入ということについては、ぜひ積極的に行ってまいりたいと考えているところで

あります。子供たちの柔軟な聴覚を、その英語を母語とする方の発音を聞きながら、望ましい英語の基礎力を高めてまいりたいと思っておりますので、この件につきましてもよろしく御理解賜りますようお願い申し上げます、再質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 上下水道課長 町田正博君。

〔上下水道課長 町田正博君登壇〕

○上下水道課長（町田正博君） それでは、私のほうからは水道事業の経営戦略の策定についてでございます。

当町におきまして、平成21年から30年度まで、垂井町の地域水道ビジョンを策定しております。水道事業の運営につきまして、このビジョンに基づきまして現在進めておるといった面もでございます。

この水道事業の経営戦略につきましては、昨今、ちょうど町のほうでも公共施設のさまざまな将来見通しに基づきます施設の更新等につき、今現在、見直しが進んでおります。これと同様、一般的に言われておりますアセットマネジメントの手法を使いまして、水道施設に関する資産を洗い出しまして、その資産に基づく財政的な将来の見通しを立て、それをもとにいたしまして経営戦略を立てるといった、そうした内容でございます。また、これは国のほうからの指導に基づく策定といった面もでございます。

これらの経営戦略と、それから今私どもが進めております水道ビジョン等に基づきます施設改良とは、これは当然整合性を保ったものとして進めてまいることになります。

簡単ではございますが、私のほうから経営戦略に対する説明とさせていただきます。

次に、総配水量等の見込みでございます。

今、具体的な数字は申し上げられませんが、私どもの推計によりますと、まず人口減少、平成12年が当町のピークでございます。水道の使用量も平成12年がピークとなっております。そこから下降をたどりまして、平成20年ぐらい、これが総配水量の底になっております。くしくもリーマンショックとか、そうした社会の経済情勢の一番底に当たるところかと思えます。そこから若干総配水量が持ち直してまいっております。しかしながら、御承知のように、少子化に伴う人口減少、これらの推測に基づきまして、今後、やはり減少傾向は否めないという推計を持っております。

これらにつきましては、これまでも中間報告として議会のほうにも御説明をさせていただいておるところでございます。

簡単ではございますが、以上で説明とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 副町長 永澤幸男君。

〔副町長 永澤幸男君登壇〕

○副町長（永澤幸男君） 私のほうから、富田議員の御質問に対して、財政的な側面という観点からの御質問でございますけれども、少しお答えをさせていただきたいと存じます。

まず、先ほど上下水道課長から答弁がございましたように、既に施設につきましても築58年

が過ぎておりまして、法定の耐用年数の2倍以上が経過したということから、先ほど来も緊急の修繕等、それぞれ数値を申し上げたところでございます。

そうした中で予測されるのは、今後もそういった施設の老朽化に伴います故障というのが今後多発してくるだろうと予想されるわけでございます。これは、今申し上げましたように築58年、耐用年数が2倍以上たっているというところを認識していただけると、おのずと予測がつくところでございます。

我々水道事業にとりましては、町民の皆様方に安全・安心な水を供給するという責務があるわけでございます。果たして、この老朽化した施設を今の現状のまま、だましだまし行っていくことによって、本当に安全・安心な水を供給できるのか。そして、今まででも非常に大きな漏水事案がありましたけれども、今まで断水に至っていなかったのが不幸中の幸いでございます。

そういったことを踏まえまして、やはり施設が全く立ち行かなくなってから急遽施設の修繕をやるということに関しましては、財政的な側面もそうですし、それから施設の修繕の期間も相当数の期間を要するといった危機的な状態にもなりますことから、やはりこの6次変更事業でもって最新の施設に改善をしていきたいと。

しかしながら、その施設の改修につきましては、多年の年数もかかりますし、それから経費もかかります。当然、その経費につきましては、一部は起債という手法を用いますし、当然これは公営企業法に基づきます公営事業でございますので、収益を伴う事業として、利用者の方から水道料金を徴収してまいらなければならない。そういったことを踏まえまして、他の特別会計と同じように、特別の趣旨のために特別の収入をもって充てるという大原則に捉えるならば、やはり水道料金の値上げもやむなしということでございます。

そういったことで、今後も施設の修繕、あるいは改修等につきましては万全を期して、住民の皆様方に安全・安心な水を供給してまいりたいと存じますので、今回のこういった事業の拡張につきましては御理解をいただきたいと存じます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） これをもって一般質問を終了いたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午後2時42分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 丹 羽 豊 次

垂井町議会副議長 角 田 寛

会議録署名議員 後 藤 省 治

会議録署名議員 富 田 栄 次